

平成30年12月11日(火曜日)

(会議第3日目)

応招議員

1番	坂本あや	2番	濱村博	3番	藤本岩義
4番	矢野昭三	5番	澳本哲也	6番	宮川徳光
7番	小永正裕	8番	中島一郎	9番	宮地葉子
10番	森治史	11番	池内弘道	12番	浅野修一
13番	小松孝年	14番	山崎正男		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
総務課長	宮川茂俊	企画調整室長	西村康浩
情報防災課長	徳廣誠司	税務課長兼住民課長	尾崎憲二
健康福祉課長	川村一秋	農業振興課長	宮地丈夫
まちづくり課長	金子伸	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	矢野雅彦	海洋森林課長	今西文明
建設課長	森田貞男	会計管理者	小橋智恵美
教育長	畦地和也	教育次長	藤本浩之

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 山崎あゆみ

議事日程第3号

平成30年12月11日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

議 事 の 経 過

平成30年12月11日

午前9時00分 開会

議長（山崎正男君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、藤本岩義君。

3番（藤本岩義君）

議長の許しを得ましたので、通告に基づき質問します。

黒潮町では津波避難道等の対策はほぼ完成に近いと伺っています。しかし、震度6強から7が予想されている黒潮町は、今年9月6日に発生した北海道胆振（いぶり）東部地震は厚真町（あつまちょう）で震度7を記録し、お配りしておる資料を見ていただいたら分かりますように、資料の航空写真を見ると、緑の山が10秒から20秒の揺れで一円が崩壊し、茶色になっています。

10月3日の高知新聞によりますと、この吉野地区で発生した土砂崩れは発生から6秒で住宅がつぶれていると京大防災研究所が報告しています。

岡村眞特任教授の講演で、黒潮町も1分から2分、3分揺れますと山全体が茶色になると言われていたと思います。津波には逃げる時間がありますが、山津波は6秒では逃げる時間がないことになります。

そこに配っております土砂災害用のマップは各住宅に配布されておりますが、それが予想される地震にも適用されるとすれば、例えば私の住む集落等は県道を通り越して河川に土砂が来ることになっております。一軒も民家は残らない。全滅になると思います。

町内に何か所もあるとは思いますが、今後の防災計画はどのようになっているのでしょうか。

山津波の想定もお伺いします。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

おはようございます。

藤本議員の一般質問1、山間部の防災対策についてカッコ1、津波避難道等の対策は本年度でほぼ完成していると聞いている。震度6強、7が想定される黒潮町は北海道地震の現状を考えると、今後、山間部の対応も重要となると考えるが計画を聞く、のご質問にお答え致したいと思います。

南海トラフ地震などの大規模な地震における山間部での被害想定としては、後背地の山腹崩壊や地震の揺れに起因する地滑りなどが考えられます。対策としましては、予防治山、地滑り防止、急傾斜地崩壊対策事業など、必要に応じて国、県に要望を行っていくということになります。また、土砂災害防止法に基づく危険区域、土砂災害警戒区域、イエローゾーン、土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンなどの指定状況を考慮しながら、ソフト対策を充実させる必要がございます。

その一つとして、今年度、集落活動センターかきせを中心とし、馬荷、大方橋川、御坊畑で洪水、土砂災害

に対し各地区での避難計画を作成するワークショップを行っております。

内容としましては、自分たちの住む地域の危険を知り、いつ、どこへ避難するかを地域住民で検討してもらっています。また、各種団体等の要請等により、風水害、土砂災害にかんする学習会を行っているところがございます。今後、このような取り組みを町内に広げるよう、計画的に進めていきたいと考えております。

しかしながら、北海道のような地震での土砂災害は予測もできず、避難をする時間もないのが現状でございます。まずは、どこが危険な場所なのかを明らかにし、警戒態勢を充実させ、緊急時の対応を定めることが重要だと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

今の答弁では雨とかですね、そういう部分の話やったと思うんですが。

私が問うておるのはですね、このハザードマップの、これ黄色と茶色、赤というか、それは重なってちょっと薄く見えておると思うんですが、赤の区域も結構ありますし、黄色の区域もあります。これが、その震度6から7の状態のときに、このマップと同じようになるとすればですよ。対応していくいうても、どういう対応をしていくのかいうところをお伺いしたいがです。

現在、私の地域も、隣の地域とか拳ノ川の地域も急傾の対策はしておるんです。随時。まだ全部までじゃないですけども、町の努力のおかげもあってですね、結構早くから急傾の対策はしていますが。これは、あれですか。急傾の構造物は耐震的にはどれぐらいの強度を持っておられるんですかね。

この付近は逃げるできない部分をソフトの分ではなかなか難しいかなと思ってるんですが、計画でも示していただいて、将来的にこう持っていくという計画はやはり立てるべきではないかなと。津波の避難計画は、色、形でできてますけど、山津波の対策についてですね、なかなか難しい。そりゃ、すつというても金額的にも非常に高いですけども、こういうあの。

先ほど示したように、私のところはこれ、北に向かって右側の方の山崩れ。集落がありますので、がけ崩れをこれ表示してますけれども、対岸の左側の所、何も色がないですけど、これ調査とかそういうことしてませんので載ってませんが。これ、左側の山の方の崩れもやればですね、集落は完全にこの黄色でも赤でもですね、引っ付くんですよ。全く、どこにもその崩れが来ない所がないということになります。

この右側の拳ノ川の方でも、その中がすいておるように見えますが、ここはいうたら調査をしてないだけであってですね、両脇からやはり来ると思います。それぐらいに言われておるといふか、こういう調査もしておるようですけども、これをまだ小さくすればですね、ボーリングとかそういうのである程度、ほんとに危険区域的な所もやっぱりきちっとしていくべきではないかなと思うんです。そしたら、それなりの対応策もですね、ハード的にするのか別として、いろいろ研究していくことが必要じゃないかと。

津波は1次避難の分にはほぼ、先ほど言いましたように避難道もそういうものもほぼ完成してですね、逃げる準備とかそういうのも来ますけど、数分間隔があるがですよ。けど、山津波の場合、先ほど言いましたように、高知新聞にも載っておりますように数秒で来ますよ。

ここは、上に載ってる写真はですね、土質的に違うことは承知してます。軽石というか、火山灰とかそういうのが詰まっていってますけども。揺れの時間が少なくて、これだけなりますので。高知県の場合には2、3分揺れると。最高で3分ぐらい揺れるんじゃないか言われてますので、ほとんどこれと同じぐらいになるんじゃないかなと思うてます。

案外、その海岸線についてはですね、今まで私たちも言うてきましたし、議会の方としても言うてきたわけですけども、どうも山間部の方がちょっと忘れ去られておるんじゃないかなと思うて、今回質問しておるわけです。

その付近はどうですか。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは答弁させていただきます。

ご指摘いただきありがとうございますように、山間部の対策は必ず重要です。

まずですね、浸水区域の防災対策も、すべてが最初に計画全部できていて、それをきちっとこなしてきたということではなくて、住民の皆さんとお話し合いを進めながら、次はこうですね、次はこうですねというステップを踏んできたということをご理解いただきたいと思います。

従いまして、課長の答弁にもありましたが、蛸瀬川流域でワークショップをさせていただいております、これはどちらかといいますと風水害の土砂災害向けのワークショップなんですけれども、土砂災害の本質を学ぶには非常にいい機会だと思います。

従いまして、まずできることから。一段一段上っていきこうとするファーストステップには、やっぱりこの風水害による土砂災害のワークショップを入れること。これがまず第一だと思います。それによって、土砂災害の本質の理解を深めると。まず、ここがどうしてもスタートとしてやらなければならないことだと思っております。

その上で、例えばハードで。今、議員からご指摘いただきましたような条件をハードでクリアするというのはまず不可能です。残念ながら。それも山体崩壊レベルの地崩れ来ますと構造物ごと流れるわけですから、構造物に耐震性があるうがなからうがというお話になりました。

従いまして、できないことはできないところでラインがあるかも分からないけれども、できるところで手抜きをしていて失わなくてもいい命が失われる。こういった状況だけはまず排除しなければならないということなので。

繰り返しになりますけれども、まずワークショップ入らせていただいて、皆さんとお話し合いをさせていただき、土砂災害の本質を見つめ直した上で、今後の計画を住民の皆さんと組み上げていく。

浸水区域でも同様のスキームを取ってまいりました。同じスキームを中山間の方にも入れさせていただきたいと思っております。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

今、町長の方から答弁いただきましたけど、当然そういう方向になろうかとは思いますが。

それから、先ほど私がちょっと聞いたのは、急傾のその構造物がどれぐらいの。まず、先それが倒れたら何ともならんわけで、それはどれぐらいの震度で耐用できるように設計されてるんですかね。

まちづくり課長とか建設課長、分かっておれば。

議長（山崎正男君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは、藤本議員の再質問にお答えを致します。

通常行っております急傾斜崩壊対策事業、また、町のがけ崩れ住家防災対策事業等でございますけど。

これにつきましては、裏山の通常のがけ崩れを防ぐための擁壁やのり砕工を実施しております、今、議員の申しますように、地震に対する強度的なものは十分でないということでお伺いしております。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

そしたらまだ、それは十分、地震の方は考慮してないということながですね。

それから、このマップ。したがのマップはですね、最近やっておられる、今言いよった急傾等を考慮した色分けになっておるんですかね。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

藤本議員の再質問にお答え致します。

構造物等は考慮される部分はされてますけども、実際のところ土石流等にかんしては、地形、また地質等の判断をされておりますので、基本的にはそういった地域の構造上で指定されてるところなので、構造物がすべて反映されてるかという、そういうことにはなってございません。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

先ほども町長が言いよりましたように、いろんな形で対応していくしかないだろうとは思いますが。

実質的にこれにすべてハードをやってですね、山津波を防ぐといってもとても難しいと思いますし、それから、ほんと危険区域にある集会所などは別に動かしておくとか。その前に雨が降っておればですね、もっとひどい土砂崩れになってきますし、ある部分あきらめるしかないかなと。

ほんで、震災の被害者ゼロというのはこのままじゃならんと思いますので、この付近を頭にはめてですね。津波の避難対策については、今も言ったように完全でなくてもですね。ある程度、山間部の方たちは津波が来る、そちらの方に事業をはめておるということに理解があつてですね。非常に、私たちがその中山間入っていてもですね、津波をやりゆうき、もうちょっと辛抱もせないかんねいうていう話もよく聞くわけなんですよ。

けど、ある一定出来上がってきたとしたら、1 次避難が出来上がったとしたらですね。こういう山間部のことにも目を向けていただいて、やっぱり対応をしていただくという。これを忘れてはならないことだと思いますので、今回取り上げたわけです。

これ、真っ赤になってますわね。黄色と真っ赤で、震度は6から7のが高知県はほとんどですので、黒潮だけのことじゃないかも分かりません。今後、いろんな形で町長の方も国の方とも話すときにですね、それらを含めて対応策の方もいろいろ考えていただきたいし、それから現地の方ももうちょっとこれ大ざっぱなハザードマップのようですので、もっときめ細かな所が分かればですね、住民も安心するかな。このままずっと見せられると非常にこう不安感というのが出てきますので、もうちょっと正確なものとか。あるいは、市民テンションいうんですかね、そういうのも踏まえて住民の方にも伝えていただくということが大事かなと思いますので、この点についてはよろしく願いして、この質問を終わります。

併せて、続いてですね、集会所の耐震対策はということ。

56年度以降に建てられた集会所の耐震対策を29年度に行う話で来よりましたが、どこまでできたのでしょうか。

できていないとすれば、理由と今後の方向を、姿勢を示していただきたいと思います。

集会所は避難場所になっている所もあります。早期の対応が必要かと思います。前の答弁では、県の補助金とかがなくてもやるいうて、副町長の方も答弁をいただいていたと思いますが。

まあ、補助事業が付けばそれに越したことはありませんし、その付近をお願いします。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

おはようございます。

それでは、藤本議員のご質問の、山間部の防災対策についての2番目のご質問、集会所の耐震対策はについて、通告書に基づきましてお答えをさせていただきたいと思います。

佐賀地域の集会所の地震対策につきましては、地震時指定避難所に指定されている集会所のうち、平成30年度当初予算で2款総務費に集会所耐震補強事業補助金として9集会所分を議決いただいております。

この9集会所のうち、平成29年度に耐震診断及び耐震設計を行いました、荷稻、中ノ川、伊与喜、熊井の4集会所の耐震補強工事につきましては既に完成をし、先月の11月に検査が行われたところでございます。

そして、昭和56年6月以降に建築されました集会所のうち、耐震性に疑問のある、市野瀬、拳ノ川、川奥、不破原、市野々川団地の5集会所の耐震診断及び耐震設計につきましては、県の方に補助金制度のお願いをしておりましたところ、来年度から制度化される見込みとなりましたので、現在、これらの集会所の耐震診断を実施するべく事務を進めておまして、この5集会所の耐震診断は本年度中に完了する予定でございます。

この耐震診断の結果、耐震値の低い集会所につきましては、平成31年度に集会所耐震設計及び耐震補強工事を実施したいと考えているところでございます。

次に、大方地域の集会所の耐震対策につきましては、地震時指定避難所に指定されている集会所のうち、平成30年度当初予算で2款総務費に集会所耐震診断・耐震設計委託料として8集会所分を議決いただいております。

この8集会所につきましては、新たな県の補助金制度を待っている状況でございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

29いうて、まあ30年度で随時やっておられるいうことで、まあ少しは安心しましたが、まだ未実施のところもだいぶあるようですし。

それから、大方地域の部分の集会所については県の補助というんですか、それを待ちながらするということですが、これは補助の見通しはあるのでしょうか。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

藤本議員の再質問にお答えします。

先ほども矢野支所長が答弁しましたとおり、県の補助金としましては、これまでは旧耐震基準の民間所有の

集会所が対象となっております、次年度以降から新耐震基準でも民間所有の集会所であれば対象になる見込みであるということです。

大方地域の場合は多くの集会所は町所有の集会所でございます、町等の公共機関が所有している集会所については現在のところ補助対象にはならないというふうな方向ということを知っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

そしたら、それではできないということになってきますが、補助を受けてやるということでしたら。

補助なくてもするいうて前に答弁もされてることですから、やはり早めにしないとですね、大方と佐賀とまた差がついたりしたら困りますし。

まあ、そもそも合併時のその集会所の所有の仕方といいますか、それが違ってきてまして。佐賀の場合は集落が持ってますし、大方の場合は公共のものということで、その付近は難しいと思いますが。まあ、使いようことは地域の住民が使いますし、避難場所としても地域の住民が活用しますので。これはですね、やはり早めと同じような条件の下にやっぱり作業していく必要があると思います。

あとは、町長が県の方との協議の中で実態を踏まえながら交渉していくしかないと思うんですが。やはり、いつまでもそういう形で補助がなけりゃしないとかわけではいけないと思いますので、補助なくてもやるという姿勢であればですね、ある一定の期日を決めながら、やっぱりやっていく必要があると思うんですが。

その付近はどんなように考えておられますか。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、再質問に答弁させていただきます。

まず、平成31年度から新耐震基準でも耐震基準値を満たしているかどうかの不明な建物については補助に乗るようになりました。まず、これが一段クリアかなと思ってます。

その後、やっぱり公共性のある集会所ということで、二段目ということになるかと思いますが。一生懸命折衝はやっていきますけれども、仮にですね、なかなか解釈が難しいというような判断をいただいたときにはですね、補助がなかったら絶対にできませんということではないので。特に今、この大方地域で抱えている、その耐震基準。新耐震基準で、かつ耐震基準を満たしているかどうか分からない、不明な建物。こういったものは大体中山間にございまして、避難所としての機能をどうしても果たしていただかなければならない施設です。

従いまして、そちらの方は一生懸命折衝はさせていただきますけれども、仮に、もう最終判断として県が補助制度の支出はできないということになりましたら、その時点でまた黒潮町側で考えさせていただいて。一気にできるかどうか分かりませんが、順序立てて整備をしていきたいと思っております。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

補助がなくてもそういう形で最終的には判断していくということですので、ひとつ安心しました。

ぜひですね、その見切りというんですか、判断もできるだけ早く。いつ来るか分かりませんので、ぜひ早く

対応していただきたいと思います。

県補助がなくてもやるいうて副町長が前回言い切ってますので、どうしても駄目な場合にはそういう形で作っていただくと。作っていただくといいますか、耐震をやっていただきますと住民も安心できるということになってきます。ぜひ、そのことをよろしくお願いします。

次へ移ります。

次も同じくですね、孤立住宅の対応、救命等に必要なヘリポートを山間部に整備計画はする予定でしたけども、どのように今現在なっておるのか。

前は平成29年までに9カ所の予定でありましたが、その後、県による適地検査を基にもう一度見直すということでした。現在どのようになっておるのでしょうか。

私は、鈴の新設の以外にあと付いたというのは聞いてませんが、せんだって馬荷のかきせの落成式にお伺いしておりましたら、馬荷のその旧グラウンドの所にはヘリポートができてました。ただ、住民いわく、レベルが非常に取れてなくて水がたまっちゃうと。もうちょっときれいな工事をしてほしいという意見もございました。確かに、そのとき行ったら水もたまっていましたし、もう少しきちっとしたものがないかなとは思いましたけども、現在どのようになっておるのでしょうか。拳ノ川小学校区の方にも造るような話もちらっと聞いておりましたが、いまだにその話は進んでないような気がしますので。

特に、先ほど示しましたその土砂崩れの分を見ていただいたら分かりますが、先ほど言いましたように黄色になってない所もですね、調査をしてないだけで、反対側の山も、対岸の山も同じように崩れてきます。そしたら、集落は孤立します。なかなか車では行けないと思います。

せんだって、この厚真町でも救急隊の話が出てましたけども、あの新聞で。そこへ出向こうにも行けないと。陸上では無理だという話が載ってました。新聞に。それと一緒にですね、もうあとは空から行くしかないがですよ。そういうところの対応策としてヘリポートは大事なんです。

これは積極的に進めていくべきだと思うんですが、計画どおりにいっておるのかいってないのか。ないとすれば、どの付近に問題があるのかをお願いします。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは、1、山間部の防災対策についてカッコ3、ヘリポートの整備計画はどのようになったか、のご質問にお答え致したいと思います。

平成29年度末までにおいて、町内22のヘリポートを緊急離発着場として指定しています。うち4カ所、北郷小学校、黒潮消防署、鈴ヘリポート、旧馬荷小学校ヘリポートについては舗装工事を行っております。ほか18カ所につきましては、平時において教育施設であったりとかスポーツ施設として利用している状況があり、舗装工事を行ってないのが現状でございます。

緊急離発着場であるため、関係機関すべてのヘリが離発着できるとは限りませんが、有事の際には離発着できる面積を保有しているものと考えております。

今後の整備計画につきましては、中山間地区における孤立が予測される地区の整備に向けて、適地や必要性、優先順位をかんがみて地区と協議して、その中で検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3 番 (藤本岩義君)

そしたら、新しいその。先ほど言いました県の調査を待ってということでしたけども、まだ県が、そしたら調査をしてないということですか。

適地調査を県が行うと、前の答弁ではそういうことを聞いてましたが。適地調査は、ほいたらまだやってない。そういう中山間ですね、その孤立対策も含めて、救急も含めて。

拳ノ川校区においてはですね、高規格道路もついたから救急の分については、地震以外のときやったら多分そちらが早いかどうかは窪川の公園の所にヘリポートありますので、そこへ行けばいいかも分かりますけども。地震のときはですね、高規格道路であっても、多分つぶれるぐらいの揺れがあるかなとは思ってます。それから、それが高規格道路来ててもですね、そこへ来るまでが大変だろうし。そこから先、いろんなことの作業ができるのはヘリポートしかありません。

拳ノ川であれば小学校が、この前、自衛隊のヘリが大きなやつが降りてきましたけども、ぎりぎりいっぱいでした。なおかつ鉄塔の方から、空域確保がどれぐらいできておるかは分かりませんが、180度ですかね、角度があるようですけども。そういう、学校等を使うのは、本当そういう災害が起きたときしか使えないと思うんですが、ヘリポートというのは今は、先ほどもちらっと別とこで話してましたけども、脳梗塞（こうそく）など起こした場合にはですね、短時間の間にやればほぼ元通りにもんてくる薬もできてまして、そういう病院へ運べば正常な日常生活ができるということもありますので、時間との差ながですよね。ドクターヘリらが降りれる所が何か所かあることによって地域住民の命等を守ることにになりますので、その付近を具体的に教えていただきたいがです。

先ほど言いました県の調査は終わったのかどうか、お願いします。

議長 (山崎正男君)

情報防災課長。

情報防災課長 (徳廣誠司君)

藤本議員の再質問にお答え致します。

県の適地調査というのは町が指定している 22カ所の離発着場ございまして、ここにかんしては適であるというふうなところで認識をしているところでございます。

それ以後の、今後整備が必要であるといったところの孤立されている集落がございます。そちらにかんして、そこが実際に離発着できるかどうかといったところはまだしてないので、それが実際、県がするかということになると、そこはまたどちらかという町になるかもしれませんけども、そういった形で。

先ほど言いましたように、今後孤立されるといった集落にかんしましては、どこにどのようなものができるのか。また、施設自体ができる状況。また、そういった土地がないかもしれません。そうしたときには、今現在整備されている馬荷地区であったりとか、そういった所に道路啓開等で行ける可能性があるのかないのか。そういったところも協議をしながら、そういったところで孤立にかんしての対策を図っていくかといったことは、今後協議していきたいというふうに思っています。

以上でございます。

議長 (山崎正男君)

藤本君。

3 番 (藤本岩義君)

先ほども言いましたように、やっぱりこれ急ぐと思うんです。

やはり、そういう部分のところの対策が命を守ることに繋がってきますので、ぜひ早めに対応してほしい

と思います。

既設の所を使うのはね、当然いいことですが、それではない所がありますので。既設の施設がいつも使えるとは限りませんし、ヘリポートはですね、やっぱり地域の人たちに相談して土地も検討していただいたらと思うんです。

ヘリポート、大型のヘリが降りるようになるにはそれなりの太さも要るろうし、それから当然、道路も要ると。鈴が造ったような形に、山の上へ造る方法もあるかも分かりません。それを早くですね、やっぱり検討して防災計画に中に示して、その計画に基づいて進めていくということが大事ですので、早いうちに計画して進めてほしいと思います。

続いていきます。

ドローンの導入計画はどのようになってるかということで、28年の3月に確かドローンの導入の質問したときですね、購入していくと。そのときは最低2台は必要であろうということで、補助事業も紹介しながらお話ししたと思うんですが。その後、1台は入ったということで。後で聞きよったら消防署の方に設置して、そこで訓練をしてですね、実際に使用方法をやっていくということですが。早速、何か故障で一度落ちたとかいう話も聞きます。

緊急のときにそういうことになってはいけませんので、最低でも2台は必要やと思うんです。値段の方も、それほどでないがを買うちょっとようですが。できればですね、ある一定の機能を持ったものを買って、災害時に使えるし。昨日の一般質問にもありました防波堤の調査らもですね、それがあれば使うてやれますので。

その付近はどういう計画で、あるいは研修はどんなようにされておるのかお伺いします。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは、1、防災、減災について、カッコ4、ドローンの導入計画はどのようになってるか、のご質問にお答え致したいと思います。

災害時の情報収集にドローンが有効なことは、これまでの各種災害で実証されております。

また、平時においても火災の状況把握や行方不明の捜索等に有効と考え、消防団への配備として平成29年度にドローンを1機購入し、黒潮消防署で管理をしております。

ドローンの活用にあたりましては操縦の技術の熟度が重要で、まず黒潮消防署署員に習熟をしていただき、消防団員に指導をしていただくべく取り組んでいるところでございます。町においても南海トラフ地震が発生した際、庁舎よりドローンを飛ばし、状況把握や被害状況の記録等にも有益なものと考えており、今後の整備は必要であると認識をしております。

しかし、南海トラフ地震発生時においても、どの時点でどのように運用していくのか整理が必要であること。また、先ほど申しましたように操縦技術の熟度が重要であるため、まずは現在あるドローンを活用して、消防団、また町の職員にも研修する場を設け、オペレーターの育成を行った上で今後の配備等を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

現在はまだ、そしたらやってないということですか。研修は。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

藤本議員の再質問にお答え致します。

先ほど言いました消防署員の技術的などがまだ確立できてないですし、先ほど議員おっしゃられましたように、少し機器が使えない状況がございました。そうしたところから、まだそこまでの状況に至ってない。

ただ、それではいけないので、今後その仕組みはつくっていくように進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

ですから、最低でも 2 台はですね、公共で使う場合に必要なんですけど、それは考えてませんか。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

再質問にお答え致します。

まず、やはり、どのような目的でどのように使っていくか。予備的などころでなくて、まずそこを整理してから次の段階というふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

それは課長が先ほど言った、その必要なところの部分が大事ながですよ。それでいいじゃない。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

予備的などころというよりは、現在、状況を把握するといったところで行くと、ドローンにかんしては IWK でも配備をしております。そうしたところを使いながら。

また、IWK とも協力をしながらそういったところは進めていきたいと考えておりますので、現状では今の 1 機で運営していきたいというふうに考えております。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

IWK の場合はですね、前回も私の地元で火災があったときに、それを消防が使いたいというでも使えらったですよ。その付近は協定を、いうたらきちっと結んで利用できるような方法をぜひお願いしますね。

次へ移ります。

通信基盤の整備についてですが、これ何回も言いますが、ネットの通信速度の対応は進んでおりますでしょうか。

従前より少しは良くなったとは思いますが、平日の夕方や休日は100メガの5パーセントとか0.8パーセントぐらいのときもあります。利用状況の分析もデータがそろったと思います。来年度の予算化に向けて対応を考えておりますでしょうか。

まあ、詐欺行為みたいにならんように100メガを。やっぱりいったらですね、30パーセントぐらいは最低でも保証してほしいと思います。

光ケーブルが導入されてから黒潮町もブロードバンド化され、田舎においても高速ネットが使用できると喜んでいました。しかし、この数年、家庭でもパソコンにつながだけではなく、Wi-Fi（ワイファイ）で家族の全員のスマホにつながり、活用されています。

昨日の教育長の答弁にもありましたが、中学生で6割、小学生で3割の子どもたちがスマホを持っているようです。まあ、電話もあるようですけども。特に、近年は画像が多く活用されることから、利用時間帯等では極端に遅くなり、ブロードバンドではなくなっております。

また、NHKテレビの番組も同時配信がされるようですし、WOWOW（ワウワウ）等の民間でも既に同時配信がされております。2車線の高速に大量に車が押し掛けたようになり、停滞、混雑を起こしております。何回も言いますが、料金にやはり見合う回線の確保に努めるべきではないでしょうか。

お伺いします。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは藤本議員の一般質問2、通信基盤の整備についてカッコ1、通信速度の対応は進んでいるか、のご質問にお答え致したいと思います。

現在のIWKインターネットサービス状況ですけども、平成28年度、上位回線契約の見直しを行っているところでございます。回線の改修を図って、また平成29年、平成30年11月にかけて、予算の範囲内で回線の増速を行っております。通信速度も、この状況により一定改善されてきたところでございます。

しかしながら、平成28年3月時点から平成30年11月現在まで利用件数は200件増加し、利用者の利用状況は大容量データのやり取りや高速されたデータ通信への対応が著しく進んでいる状況で、やはり土曜、日曜だけでなく、平日においてもWindows（ウィンドウズ）やiOS（アイオーエス）の更新プログラムアップデートが行われた日には、回線が遅い、動画が止まるなど、加入者への影響が出ていることが収集するデータからも明らかになるのが現状でございます。

通信速度の対応は、限られた予算範囲の中で対応はしていることをご理解いただき、ただ、月ごとに実施しているその状況調査等において、さらに回線遅延の対策の新技术の提案も受けているところでございまして、引き続き関係者と協議をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

高知新聞などでも載っておりましたが、ブロードバンドの回線も動画配信の状況も踏まえて改善していくということが総務省あたりから方針も出てます。

先ほどお伺いしましたように、予算も少しはですね、やっぱりそれぐらい増えてきたら増やしていかないと追っつかんと思います。造った以上はですね、やっぱりそれを保証していく。ある程度。最低でも30パーセン

トの機能ぐらいは保証していく。0.8パーセントや0.3パーセント、ISDNと一緒になんですよ。

それぐらいの、今度の予算的な面である一定は配慮すべきだと思うんですが、いかがですか。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

藤本議員のご質問にお答え致します。

一応、先ほど言いましたように、月の調査とかそういった状況を把握する中で、今後の改善についても協議をしているところでございます。

先ほど言いました新技術といったところでIX（アイエックス）という技術が提案されていまして、ただ1個大量に使用する特定のインターネットサービス、いわゆるYouTube（ユーチューブ）とかそういったものに専用の回線を設けることで回線の交通整理を行う仕組みということをお聞きしています。効率的にトラフィックを活用できることが期待されるといった技術でございますので、そういったことをまた今後取り入れていながら、その状況を見ながら、次の段階に進んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

それこそ、今言うたように200件ぐらい増えたのに、その増加していきゆう分について予算化はしないがですか。

予算の中のやりくりは今聞きました。当然、そういう努力はしていただいて。例えば、急激に負荷が掛かるときには別の回線に飛ぶとかですね、そういう方法はできるとは思いますが。ある程度予算も掛けないとですね、やっぱり100メガをベストエフォートであってもですね、やはり詐欺行為と一緒にですよ。

8パーセントとか5パーセントとか、あの状態は放置できないがじゃないかなと思うんですが。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

現在、先ほど言われてたように、利用者の皆さんに利用にかんして一定のご迷惑は掛けてる現状は理解しております。

ただ、先ほど言いましたように、その状況にかんしては改善するよう努力を進めているところで、予算化にかんしてはその努力をした後にどうしても必要であればそこも一定考えていく必要があるかと思っておりますけども、現状では今の予算の中で対応していきたいと思っております。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

今の調査といいますか、データを見たときですね、今やられる方法である一定、どれぐらいのパーセントあたりまで改善できるがですかね。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

まだ、そこにかんしては、そこまでの詳細なところはできておりません。
次の協議等で、またそういったところも話をして詰められていくと認識をしております。
以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

まだ分からないということです。

ほいたら、分かった時点で予算的な措置は考えていただけるということですか。町長。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

先ほどから課長答弁しておりますように、もう打てる手は打つと。

ただ、やっぱりネックはですね、通信環境がどこまで変化していくのか。来年ぐらいの通信環境も全く読めないような状況でして、どこまで予算化の対応をしていくのかということがやっぱりネックにあります。

片方で通信環境をしっかりと契約どおりに範囲を保証しようとする、やっぱりどうしても多額の予算掛かりますし、そうでないとなると契約時に保証させていただいた通信環境が担保できないと。こういったジレンマの中で、ベストミックスといいますかクロスポイントを探りながらということです。

従いまして、通信環境の変化と、それから利用状況を踏まえた上で、できるだけ協議の期間を短く短くしてですね、あまりタイムラグがないような、そういった協議のスキームをまずつくって、それで打てる手を打っていく。残念ながら一般論的に申しますと、今の通信環境の変化のスピードを考えますと予算措置なしでですね、これから知恵と工夫で対応しますということには多分ならないと思います。

従いまして、いずれかの段階では予算措置は必要だと思っておりますけれども、まず協議をさせていただいて、打てる手を打たせていただくということからスタート致します。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

ぜひ、対応をお願いします。

続いていきます。

以前にも一度質問したと思いますが、光ケーブルシステムの中継所が5カ所ほどあると思いますが、津波新想定では拳ノ川の所、診療所の後ろにある中継局以外はですね、ほとんど浸水区域内にあると思いますし、大事な通信手段が途絶えることとなります。津波来たら。

センターもですね、この下の津波の来るところにありますし、大事な本元になってる IWK の所もそういうところにあります。庁舎もできましたので、近くへ広場もあります。そこにやはり、もうセンターもそこに移設を考えるべきではないかなと。それから、中継局の方も高台の方に、津波の来ないような所。あるいは、津波来ても大丈夫なように対応すべきやと思うんですが、いかがでしょうか。

通信というのは非常に大事だと思います。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは、2、通信技術の整備についてカッコ2、浸水区域の中継局の移設計画は立てているか、のご質問にお答え致したいと思います。

中継局というのはケーブルテレビの中継局ということとされますので、条例上では黒潮町情報センターという名称で定めております。情報センターという言い方で、以後答弁させていただきたいと思っております。

黒潮町情報センターは、サブセンターを含め5カ所ございます。東から、荷稻センター、佐賀センター、上川口センター、入野センター、田の口センターとなっております。

情報通信基盤整備事業は南海トラフの地震想定が公表される前に整備が進められましたので、最大クラスに比べて発生頻度の高い津波、いわゆるL1（レベルワン）レベルの津波の浸水区域からは外れております。しかしながら、L2（レベルツー）の最大規模の津波に対しましては、荷稻センターと田の口センター以外は津波浸水予想区域内にあります。しかしながら、移設計画については現在立てておりません。

情報センターはケーブルテレビだけではなく、インターネット、公共用ネットワークの基幹設備ですので、浸水区域外への移設は重要な事案と認識しております。

そのための費用は非常に大きな経費となってきますので、町全体の事業の優先度を考慮しながら今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

検討するということですけど、前にも検討するということでしたが、どこまで検討されてるかなと思うてます。

予算的にはセンターいいですか、そこであれば6,700万ぐらい掛かるのかということ、あと、建物が3,000万ぐらい。それぞれ各所にある所は2,000万か3,000万ぐらい掛かるようですけども。

これもやっぱり計画に載せてですね、いつまでに。調査やったときみたいなもんですよ。いつまでにやっていく。その順番して1番のメインの所のセンターを先上げるとか。それから、あと中継の所の、先ほど言った4カ所ですかね。それについてはまた順次やっていくとかいうことを考えていかんとですね、一番最初にお知らせを。まあ、最初のJ-ALERT（ジェイアラート）とかそういうものになったときは、まだそれが潰かってませんでいきますけど、そこから後がもう全く駄目になる可能性としてあるわけですよ。ループ回線はつくっておるにしてもそういうことがあると思っておりますので、計画的に。

計画年次をやっぱり決めてですね、やっぱりやっていかんといかんと思いますが、どうですか。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは答弁させていただきます。

この件はですね、所管課とも協議は何度となくやらせていただいたんですけども、他事業と比してこれが必ずしも優先順位が高い所に現時点で置くべきなのかどうなのか。これがまず議論のベースです。

そうなったときに、それ以上に優先順位の高い事業があるであろうということから、年度を区切った事業計画に載せるまで至っていないというのが現実です。

従いまして、もしかすると景気対策でありますとか、よく国が組む補正なんかで充当財源がかなり担保されるような、そういったイレギュラーなケースが起こらない限りですね、なかなかこう現時点でかちっとした事業計画年次を区切って計画的に移設をしていくというところには至らない。現状では至らないという。

協議が遅れていて至っていないではなくて、至らないということです。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

重要度が少ないということですかね。

私は絶対、起きた後も使えるようにしておくのが非常に、住民に周知とか、そういうお知らせとかするのには大事だと思っておりますので、そこら付近はちょっと違うかなと思います。

あと、もしそれに代わるのであれば防災行政無線を整備するしかないと思っております。

何かの方法で住民にお知らせする方法ができなくなりますので、それは非常に困難を招くと思っております。今のところ計画する予定がないというのであれば仕方がないですが、そのことは頭にはめてやっていただきたいと思っております。

予算がつけばね、いろんな形で補助事業にすればできるんですけど、それが優先度が違うというのであれば、それはもうそれに従うしかないと思います。

次へ移ります。

SNS というのがあってですね、黒潮町の場合も今2つですかね、3つぐらいはめてると思いますが。ショートメールとか Facebook（フェイスブック）とか、Instagram（インスタグラム）いうがですかね、写真でやり取りするのは、入ってると思うんですが。近年、住民がですね、先ほど言いよったように小学生も含めて、中学生らも6割ぐらいがそのへんをやっておるということですのでびっくりしましたが。そういうのでソーシャルネットワークサービスいうんですかね、人と人のつながりを支援するネットワークといいますか、SNS の活用として時々刻々変化する情報は数多く発信されてます。

災害発生時において現場やその周辺から発信されたり、時には災害発生前から発信される場合もあります。行政側は情報収集することもできますし、町、行政側からの情報を広く伝達することもできると思っております。現在、Twitter（ツイッター）でのホームページ上に記載されたことのみを報告がなされておるようですが、ぜひ LINE（ライン）も導入してですね、内閣官房が出しておる、災害対応における SNS 活用ガイドブックを参考にしながら対応されませんか。

コストも掛からず情報が、職員が出向かなくてもですね。間違いもあるとは思いますが、それは整理する必要あるんですけども、情報が非常に速い速度で町に入ってきますし、隠れた所、小さいその情報も入ってくる可能性があります。

日ごろからそういうものを作って連携しておればですね、住民が協力してくれるということになってこようかと思っておりますが、その付近の対応はどうでしょう。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは、2、通信基盤の整備についてカッコ3、SNS の災害活用は現在どのような計画で進んでいるか、のご質問にお答えしたいと思います。

現在、黒潮町では、平時は企画調整室の広報担当が Facebook（フェイスブック）、Instagram（インスタグラム）、Twitter（ツイッター）を活用し、お知らせや観光情報、移住 PR 等に役立てております。

災害時においては、大雨警報等が発表された際に敷く第一配備体制には情報防災課において Twitter（ツイッター）や Facebook（フェイスブック）を活用し、避難準備情報、避難所開設情報の発表をお知らせしており

ます。

台風接近など嚴重警戒時、津波警報が発表された第二配備体制時には、企画調整室にて Twitter（ツイッター）による情報発信を行う運用となっております。

熊本地震では、市町の Twitter（ツイッター）活用により現場の情報収集して迅速な災害対応に役立っていることから、今後は SNS の中でも日本人の約 6 割が利用している LINE（ライン）の活用を検討しております。

情報収集にかんしましては、有効な情報をどのように収集するか等、その処理の仕方に課題はありますが、情報発信だけでなく、情報収集ツールとしても有用な SNS の活用を今後も検討していく考えでございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

黒潮町もそういうことをやっていただくということですけども、すぐにでもできると思うんですよ。

そんなに難しいことではないと思うんです。やはり早くですね、やっぱり双方向で動く。せっきく双方向で動くようにシステムがありますので、LINE（ライン）とか Facebook（フェイスブック）だったら双方でいきますし。ぜひ。

私もまだ使い方そんなに分かるわけじゃないですけども、よく見てますと、双方向のあれができておるところもあるようですので。ぜひですね、その双方向でやっていただきたい。

これも新聞ですけど、SNS 災害活用にばらつきと。黒潮の場合には一方通行ながですよ。Twitter（ツイッター）では、ホームページに災害のその対策本部ができちゅうから見てくださいと。また 2 段階行かないかんがですよ。それがダイレクトに行けばもっと早いかなと思いますが。

対応は検討するんですけど、いつごろまでにされるんですかね。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

藤本議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほど言いましたように、情報発信としては非常に有用なツールですので積極的に発信していくことは可能なんですけども、今度、情報収集するとなると、一定何もかもその情報が正しいかどうか。そこを判断していく必要がございます。

そうしてくると、全部の町民全員を対象者としてやることにかんしてはやはり、そこにかんしては検討していかなくてはならない。そうしたときには、ある一定閉塞的な枠の中で運用していくといったことも必要かと思っておりますので、そちらの整理をして、今後進めていきたいと思っておりますので、来年度あたりにその整備をしていきたいというふうに思っております。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

せっきく便利なものがありますので、経費もそんなに掛からんと思います。

ただ、今おっしゃられたように情報収集というのが、まあいうたらライオンが逃げたとかいう、あんな話が出てくる場合がありますので、黒潮でもないとは限りません。

その付近はやっぱりきちっと整理できるような仕組みとか対応について一定の考えを持ってやれば大丈夫か

などと思いますので、ぜひ来年度あたりにもう作っていただくということをお願いします。

次に移ります。

認知症の対策についてですが。

団塊の世代が高齢者になる 2025 年問題ももうすぐです。厚生労働省の推計では 2025 年の 65 歳以上の高齢者は 3,657 万人で、うち 700 万人、5 人に 1 人が認知症になると言われています。今や、認知症は誰のがかかわる可能性があります。

また、高知県高齢者福祉課に伺いますと、黒潮町は 2020 年は 786 人、2025 年には 825 人と推計されています。平成 27 年 1 月、厚生労働省では団塊の世代が 75 歳以上になる 2025 年を見据え、認知症の人の意思が尊敬される、できる限り住み慣れた地域のより良い環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指して、新たに認知症施策推進総合戦略、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けてと、新オレンジプランというのを策定されています。

黒潮町ではどのような計画で対応されているのでしょうか。

黒潮町でも多くなると予想される認知症で、徘徊（はいかい）中の事故対応に公費保険は考えられないでしょうか。

現在の町が把握しておる認知症の人数と、徘徊（はいかい）の恐れなどの人数はどれぐらいですか。

お願いします。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは、藤本議員の一般質問の 3、認知症対策についてのご質問のカッコ 1 の、認知症の徘徊（はいかい）中の事故対応等に公費保険は考えられないか。また、現在の認知症人数について、通告書に基づきお答え致します。

まず、最初に現在の認知症の人数についてお答えします。

ご質問の、黒潮町全体の認知症と診断されている方の人数につきましては、各個人で医療機関に受診されることなどにより、全体の人数を把握することは困難です。

しかしながら、平成 30 年度、要介護認定適正化事業業務分析データに基づき、10 月末現在の認知症高齢者の推計人数は、誰かが注意していれば何とか生活ができる自立度Ⅱ以上の方が 569 人で、そのうち、困難さが時々見られ、介護が必要な自立度Ⅲ以上の方が 258 人となっています。

また、厚生労働省による、認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランによると、認知症及び予備軍の方は 65 歳以上の方の 4 人に 1 人が発症するとされていますので、黒潮町に当てはめると約 1,200 人が発症または、その初期段階にあると推計されます。

徘徊（はいかい）の方の人数ということですが、町全体での徘徊（はいかい）の方の人数は把握できていませんが、地域包括支援センターがかかわったケースとしましては、平成 30 年度、7 件、平成 29 年度、5 件で、実人数では 11 件となっています。

次に、認知症の徘徊（はいかい）中での事故対応等に公費保険は考えられないか、についてお答え致します。

議員のご質問の、認知症の方が起こした事故などに被害賠償に公費から出す給付制度は、全国で兵庫県神戸市、神奈川県大和市などで設立されていることは認識しているところです。

しかしながら、厚生労働省の主催による第 5 回認知症高齢者にやさしい地域づくりに係る関係省庁連絡会議の平成 28 年 12 月 13 日の資料によりますと、起こり得る損害への備え、事故等が起こった場合の損害への対応

としまして、責任能力がなく、また監督責任がない場合の被害者救済の在り方については、認知症の方に限らず、責任能力と賠償責任にかんする法律上の問題等も含めた議論が必要です。

また、責任能力にかかわりなく、幅広く損害をカバーする仕組みについては、認知症の方などが社会生活を営む上で、生活のあらゆる場面で想定される中で、その範囲をどう考えるか。財源、モラルハザードへの対応も含め幅広い議論が必要であり、直ちに新たな制度的な対応を行うことは難しいと考えられるとのことです。

また、民間保険も開発が進められているとのことで、まずはこうした民間保険について今後の実態を注視するとともに、特に個人の賠償責任を補償する保険について、市町村や認知症の人と家族の会などの関係団体と連携しながら、必要に応じて紹介、普及等を行うとあります。

黒潮町としても、厚生労働省が示しているように、認知症の方などが社会生活を営む上で、生活のあらゆる場面で事故などが想定される中で、その範囲をどう考えるか、財源、モラルハザードへの対応も含め幅広い協議が必要であり、直ちに公費による給付制度への対応を行うことは難しいと考えます。

まずは、民間保険について今後の実態を注視するとともに、個人の賠償責任を補償する保険について、家族会などの関係団体と連携しながら、必要に応じて紹介、普及等を行っていきたいと考えます。

以上です。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

新オレンジプランは、私もちょっとだけは読みました。

やっぱりその、先ほど言うたように、やっぱり地域で生活していける部分においてですね、特に黒潮町の場合には高齢者の家族というのは、もう夫婦2人だけとか、あるいは単身でというのが多いんですね。

そうした場合に登録をしておいて、救助という、SOSのあったときにやれるそういう届け出をして、そこで町がやっておる場合に、そこに登録された方のみ実際にですね、損害賠償とかそういうが起きたときですね。鉄道とかが一番多いわけですけども。前回、裁判になって、補償能力がないということで終わってますけど、そういうところを救うていく方法でやって。現在、黒潮町も保険会社等から提案されてるかも分かりませんが、ある市に提案された部分を見ますと、それほど金額は掛からん。大和市の場合には1万ちょっとぐらい、一人当たり払うておるようですが、全額、市負担で。

県内に●というのは1億円の災害で、一人頭1,650円ぐらいが提案されておるようです。その状況によって、先ほど言いよったどこまで補償するかによって違うてはきますけども。そしたらですね、そんなに金額にはならんと思います。

先ほど言いました推定の人数に計算しますと、その中で徘徊（はいかい）等にあるがやったら196人ぐらいですので、金額にすれば32万3,000円ぐらいです。それをすることによって、高齢者の生活しゅうところが安心するんではないかなと。やっぱり安心して生活できることを保障するためにそれほどの経費ではありませんので、やはりもうちょっとその付近は調査していただいでですね。

どこまでするかは別ですよ。それによってどんどん上がってくるのも当然ですけども、最低の保障するのであれば32万ぐらいあればできますので。こういうところが優しいところ。黒潮町として高齢者に優しいところを見せていただきたいなど。私はもうすぐその年代になりますので、ぜひそういう優しいところを今お願いしておきたいと思うて質問しゅうわけです。

いかがですか。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答え致します。

議員のおっしゃるとおり、優しい行政というのは十分ご理解を致します。

ただ、今の段階では国の動向を見ながらですね、また検討もしていきたいと考えております。

以上です。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

国の動向を見るとかじゃなしにですね、それほど金額掛かりませんので。やはり、黒潮町は優しい町だということもPR もできますし、ぜひですね、その付近を。国の動向を見ないでもできるぐらいの金額ではないかなと。金額の問題じゃないかも分かりますけども、想定される人たちにですね、やはりこういう優しい町だということを示すためにも、ちょっと検討を始めるぐらいはどうでしょうね。

町長、いかがですか。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは答弁させていただきます。

まず、公的補償のお話を今まで庁舎内で検討した経過もございませんで、初めてご提案いただいたところで

す。これまでの姿勢に変わりはないんですけれども、議会からご提案いただいた案件についてこの場ですべて排除するというにはなりませんで、検討はさせていただきますが。かなりですね、これちょっと議論、検討するにも、かなりの時間を要するのではないかなと思います。

いろいろクリアしなければならない課題は先ほど課長が申し上げたところですが、そういったところ一つ一つクリアするための議論に少し時間を要するということになるかと思っています。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

時間はかかるとは思いますが、2025 年問題になるまでにですね、やはりそういう体制を作っておくというのは大事だと思いますので、できるだけ早いうちに論議を。私、提案しましたので、そういう部分で相当論議をしていただいて、より良い方向を出していただきたいと思います。

明日からすぐせよというわけじゃなくて、経費的にもそれぐらい程度ですから、そういう町村が増えてくればもう少し経費的にも安くなってくる場合も出てくると思います。

個人で民間が入ることも、それも大事なんですけども。そういうことすら気が付かない方がおりますので、先ほど言った神奈川県の大和市などは認知症になっても安心の大和ということで、そういうパンフレットも作ってですね、住民にPR しております。黒潮町もそれに負けずにですね、やはりやっていただく。全国の中でも相当数出てきておりますので、来年あたりの予算にはだいたいの町村が出てくるんじゃないかなと思いますが。そういうことも調査していただいて、資料も集めていただいて、検討をお願い致します。

黒潮町も、この認知症ケアパスというのをここで作ってるんですが、表のとこに早期発見の目安ぐらいなも

んです。けど、これらを見てもですね、大和市の分については結構いろんなことを書いてます。

これはケアパスの部分。ただ、早期発見の目安ぐらいなもので、あとはどこにどの施設があるかぐらいなものです。ケアパスというのはやっぱり、どこへ相談したり、どんなときに対応できるかというのをもうちょっと詳しく書いたケアパスでなければいかんと思いますので、その付近も含めて検討してください。

次に移ります。

地籍調査の進捗についてですが。

同僚議員や私も含めて、何度かこのことについては質問があったと思います。合併協定では、地籍調査は新町で調整し、実施することになっていましたが、旧佐賀町では実施されることはなく、24年の3月に質問してですね、やっと平成25年度から再開されました。佐賀地域は、30年度までに2地区をやって、また休止と伺ってます。

佐賀地区も現在2集落から部落要望が挙がってきておりましたが、何年後に再開するのでしょうか。地域には納得をさせていただいていますでしょうか。

認証も相当遅れておるようですが、地籍調査の今後の計画と認証遅延による経費の増額。今までどれぐらい、認証遅延によって経費がどれぐらいになっておるのか、増えたのかということをお伺いします。

総事業費は合併後、29年決算までに計算しますと6億7,000万ぐらいになってると思いますが、いかがでしょうか。

合併協の趣旨からいってもですね、また休止するのはいかなんかとは思いますが。確かに、高速道路の関係もあるとは思いますが、少しであっても地域住民がやっぱり協力してくれる所からですね。計画はその地域の方が長くなってですね、少しはそこで。やめたらまた始めるのに労力が要ります。

やめずにですね、高速道路もやっていくと。必要であればやっていくということは大事だと思うんですが、どうでしょう。認証もですね、標準的には過去には2年ちょっとでやってるところもありますし。大体は3年が標準でやっていくというものです。

同僚議員も何度か話しておったと思うんですが、現地調査が済んだ所では住民は完了と思っておるわけですね、そういう方が多いと思います。地権者には認証登記が終わって初めて、その成果が公的に活用できるもので、測量等のデータはあくまでも、それまでは参考にしかありません。公的なものとしてはないに等しいわけです。

登記が終わって初めて、明治23年から27年ごろ、約125年前に使用している字切り図や地籍に反映されることをきちっとお知らせし、認証が遅れた所についてはそのことをお知らせしておるのでしょうかね。いつごろになるというスケジュールもやっぱり示すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

それでは、藤本議員の一般質問の4、地籍調査の進捗につきまして、通告書に基づきお答えをさせていただきます。

先の中島議員にお答えした内容と重複する部分があることを、あらかじめご了承くださいと思います。

まず、認証遅延につきましては、地権者の意向を確認するため、粘り強く、丁寧に、訪問や文書の送付などによる連絡などの作業を行っておりますため、認証遅延が発生する状況となっているのが現状です。

しかしながら、ご指摘のとおり、調査は行っても認証されない場合は、境界紛争等のトラブルの防止や財産の保護及び災害発生時の現地復元が容易に行われることなどによる災害復旧の促進などに資することができな

いため、認証遅延によるデメリットも懸念されております。このため、認証遅延の解消に向け、精力的に取り組んでいくこととしております。

次に、今後の計画につきましては先ほど議員からのご指摘もありましたが、これまでは防災対策として津波浸水予想区域を中心に現地調査に取り組むことを優先して推進してまいりました。

併せまして、佐賀地区につきましては宅地部分の調査は完了しておりますが、山林部分の調査が残っていることから、山林部分の地籍調査を希望する声があり、地区要望として要望があった所を中心に、平成25年度の市野々川地区を皮切りに調査を進めてまいりました。

しかしながら、高規格道路の早期完成のため、関係する地域を優先して地籍調査をするよう国土交通省から要請があり、平成30年度より高規格道路の計画区域を調査区域として調査を行っており、当面は高規格道路の計画区域を中心に事業を進める必要があるものと考えております。

このため、平成31年度の事業申請につきましては、高規格道路に関係する地域である、上川口、浮鞭、入野の地域を調査するため、事業申請を行っているところでございます。

認証遅延にかんする経費につきましては、同意のない地権者の皆さまの意向を確認するためなどの認証遅延対策を行うため、現在では、非常勤職員1名、臨時職員2名を増員して対応しておりますため、基本的には、その職員の人件費及び電話や訪問などの活動費が主な経費となり、年間600万円程度の費用が必要になっていくと思われまます。

なお、この経費につきましては補助対象の経費とはならず、町費で対応することとなっております。

また、平成26年度の調査区の閲覧までは、集会所等で地権者が来られるのを待つだけの対応としておりましたが、平成27年度の調査区の閲覧からは職員も積極的に地権者宅を訪問するなど、閲覧期間中にできるだけ多くの地権者に確認してもらうための活動を行っており、新たに認証遅延とならないための対策も講じている状況です。

それと、通告書になかった部分で、佐賀地域はいつからかという質問があったと思いますが、現在のところ国土交通省の調査要望区域につきましては、先ほど答弁させていただいたもののほかに、平成32年度は田の口から四万十市の境界までの高規格道路の予定地の調査の計画でして、それ以後に佐賀地域というか、本来の地域の調査に移る予定です。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

認証遅延の経費は600万ぐらいということで、思うたより少ないかなと思います。実際にはそれ以外に職員掛かりゆうと思いますので、相当掛かっておるんじゃないかとは思っています。

特に、認証遅延がありますと、住民には非常に負担が掛かりますし。例えばですよ、芝の所はできてますが、22年です。そのときに分筆行為をしてですね、やっておる土地。現状に併せて土地をしてですね、地権者がそれを販売したい、あるいは第三者に渡したいいうときですね、分筆するとなりますと2、30万掛かりますよ。

そしたら、認証を受けておればそれは利用できるわけですけども、わざわざまた個人が分筆しなくてははいけません。非常に住民は迷惑掛かっていると思います。

前に、住民に不利益なことはないかということでしたけども、それは先ほどの中島議員の方からも指摘があったと思いますが、相当、金額的にもいろんな面で不利益を被りようと思います。

認証遅延の分については計画的には32年度とかそういうことを伺ってますが、この計画書はですね、先ほど

言いましたように住民にきちっと示すべきじゃないかなと、いつまでになるということも大事やと思います。

それから、もう1点はですね、筆界未定率、閲覧率はどんなになってるんでしょうかね。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

筆界未定率であったり、閲覧率につきましては詳細の資料はございませんが、先ほど答弁させていただきまして、これまでは集会所で待つだけであったのを、来られてない方宅に訪問するなどの対応をしております。閲覧率については向上しているものと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

やっぱり、そればあ大事なわけですよ。

これはどれぐらいになったら認証できるんですか。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

ご質問の趣旨は、筆界の未定の土地がどれぐらいあれば認証の請求ができないかというご質問だと思いますが、その率は定められたものはございません。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

なければですね、もう22年から8年ぐらいですかね。6年か、たってますので。8年近くたってますので。

ぜひですね、もうそれ以上できないのであれば、見切りをいつの時点にするかというのが大事ながですよ。筆界未定とか閲覧率とか、そういうもんなければ、どの時点で認証に持っていくか。

やたらに期間を長くすると住民に、先ほど言いよったようないろんなことがですね、不利益を被ってきますので。いつまでも置くんじゃなくて、一定の区切りをつけて、いつまでにやる。そこまで整えるものは整えるということが大事です。整えなかったら、そういう規定がないのであればですね、もう認証に持っていくしかないですよ。そういうように思います。

それから、E工程のですね。その認証ができてない所のE工程はどういう形でやられております。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

E工程というのは一筆ごとの土地について、所有者、所在、地番、地目及び境界を調べる工程だと思いますが、基本的には地域と連携を取りながら、分からない所は教えていただきながら対応をしております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

E 工程は、そしたら町が独自でやったがで、委託はしてないですか。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

議員がお調べのとおり、委託の中で調整をしておりますが、業者、町、地域とともに調査をしている状況です。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

当然、地権者は出てこないきませんので、地元が話なければできませんけれども。

E 工程そのものの検査はどのようになってたのかなど。ほんで、E 工程すべてその、立会のがはすべて帳簿にはんこを押していかないかんがですよ。立会しましたという。

その判は、E 工程の委託に入っていないんですか。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

立ち会いの判ということでよろしいのかなと思いますが、当然、立ち会いましたら判というか、サインをいただいております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

ですから、検査のときにそれをどれぐらい求めるのか。立会の所、代理人とかそういうのを求めてなくて測量しておるわけですか。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

お答えします。

基本的には立会に基づいてではないと、くいは打つことができないというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3 番 (藤本岩義君)

ですから、E 工程の検査のときに、どこまでを認めておるのかということなですよ。

E 工程、委託してるんでしょ。

委託しておったらですね、E 工程の所に一筆調査するときにですね、立会をしました判もらわないかんがですよ。そうせんと、くいのところは筆界未定になりますので。その付近をどこまでその業者に頼んで、精度を求めている。

この間、多分、森林組合が今度やり出したのは、きちっとそこもなってきたおるとは思いますけど、結構、シビアにやっていますが。

この当時のE 工程の検査が十分にできてたかな思うて、ちょっと心配があるがですよ。

当然、その国土調査法の第 25 条はですね、立会を求めております。それから、町村に出頭のあれも 26 条でしたかね、出頭のあれもあります。これに違反した場合はですね、出頭を拒んだり、立会できざったら 30 万円の罰金があるがですよ。あまり、その付近らをきつく言う、住民にそのことをきつく言う人はないがですけど、そういうところまで非常に厳しいもんがですよ。その付近はきちっとできておったのかなあと、今思います。それから検査もですね、どうじゃったかな。疑問に思うてます。

それができてなかったもですね、ある一定のもう。できないのであれば、早めにもう認証を受けていく。その方が、先に協力していただいた方に迷惑掛けんずくに済むと思います。ただ、法務局はあんまり喜ばんかも分かりません。不登法の 14 条ですかね、その地図に反映されないところがよく多くなってきますので。

この付近の考え方的にはどうですか。

議長 (山崎正男君)

総務課長。

総務課長 (宮川茂俊君)

再質問にお答えします。

議員がご指摘されますとおり、町としましては、せっかく立ち会っていただいた方、ご協力いただいた区長さま、協力員の皆さまのご苦勞に沿うことができなくなりますので、なるべく認証遅延対策は取っていききたいというふうに考えておりますが、一人の方が同意をいただけないと、その周辺の方の筆界が未定となります。その方にもご迷惑を掛けることとなりますので。

町の今のところの方針としましては、反対なのか、もしくは同意がいただけないだけなのか。そのへんを確認しながら、その確認に基づいて、見切りというか、をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

議長 (山崎正男君)

藤本君。

3 番 (藤本岩義君)

その件数はどれぐらいあるがですか。

議長 (山崎正男君)

総務課長。

総務課長 (宮川茂俊君)

件数につきましては概算の件数となりますが、平成 29 年度当初の段階で、未確認者が 650 名ほどおりました。未確認筆数としましては、3,193 筆あったというふうに把握しております。

現在のところ、30 年 11 月現在で、数が 241 名、筆数が 595 筆まで未確認の所は減ってきたというふうに理

解をしております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

一調査区に匹敵するぐらいあったのが、まあ 500 で。もう、それは上等だと思うんですけども。それはそれで置いて、早く、もう認証を受けるべきだと私は思います。もうそろそろ区切りつけて、もう一挙にですね。何カ所もあるようですけども、早く認証を受けて住民に迷惑を掛けないように。そうせんと、この付近いろんな工事してますので、それにも迷惑掛けることになります。

それから先ほど言いよった、その要望のしてきよう地域とかその付近には、なぜ遅れるのか。その人たちも早くせんと、自分らが分かちゅうときにしたいという希望があって出てきておるんです。やっとな佐賀ができたというので、●もこの間、川奥地区は立会したときですね、山へ上がってきた方などに話して、荷糶も立会せないきません。部落境の所は。そういう方たちが、うちらもやりたいということで要望が挙がってきちゅうがですよ。今やちゅうき、分かちゅうき、山へ上がってくれるき。その付近はやっぱり配慮すべきじゃないかなと。

ちょっとでもやっていくということは考えられませんか。あんまりまた休んで、何年も休んだらですね、その機運も少のうなってきます。それは考えられませんか。

それから、もう 1 点。

図根点の管理というのは、地籍調査で町長に、実施者に責任を持たされています。図根点や境界ぐい。この境界ぐいを動かすときはですね、町村長に届け出、町村長はそれを許可を出したり、移設についての許認可をせないかんです。工事をしゆうまちづくり課はいろんなところあると思うんですが、そんながは全くしてないがやないかなと。放置されたままで。大事なもんがですよ、その図根点等は。けど、工事をしゆうときにですね、そんな届け出しゆうというのを聞いたこともありませんし、それをせないかんことになってるんですよ。31 条でしたか、なってると思うんです。

その付近もしてないとですね、認証遅れていけばいくばあですね、そういうものは飛んでしまうがですよ。そこでいろんなもめ事が来たときに町村はなかなか始末しにくいとは思いますが、その付近もきちっと把握されておるんですか。

工事しゆうとき届け出などは、どんなにされています。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

まず、佐賀地域等の調査につきましては、これ以上、地区数を増やしたり調査面積を増加させるためには、人的な要因もありますのでなかなか難しい状況になっているということをご理解いただきたいと思います。

それと、図根点のぐい等の管理につきましては、ご指摘のとおり満足な管理ができておりませんが、座標等で再現をするような手だてを取っていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3 番 (藤本岩義君)

座標等で管理するにはですね、図根点が大事ながですよ。ずれが出てきます。

図根点というのは大事ながです。それを基にして測量してますから、そこをポイントとしてひずみを直して
るんですよ。図根点が飛んだらもう、また最初から、三角点から同じような測量してこないかんってきます。
多大な迷惑が掛かりますし、認証を受けるに当たって、もし、先ほど言いよった、もう一度現地で調査をした
いというて住民が言うたときですね、それ、また上から来ないかんがですよ。それ 10 年もそこらもたちよっ
たらですね、飛んでしまう。今の状況では、ほかに移動さす必要があるがですよ。これはちょっと改めてもら
わないかんと思います。

図根点の管理に違反したらですね、最高 100 万の罰金なのがですよ。各課長はご承知か分らんがやけど、町
の工事するに当たり、だいが飛ばしようがやないかなと思うてます。

いかがですか。現在、認証遅延になっちゅう所で、そういうの守られてますか。

議長 (山崎正男君)

総務課長。

総務課長 (宮川茂俊君)

再質問にお答えします。

詳細のところまでは把握しておりませんので、お答えすることができません。

以上でございます。

議長 (山崎正男君)

藤本君。

3 番 (藤本岩義君)

やっぱりね、大事ながですよ。

土地というのは、いろんなその行政をやっていく上で一番ポイントになるんじゃないかと思います。ここで
ミスったら非常に長引いたりしますので。

やっぱり遅延しておって、そういうのが飛んでおって、もう一遍、現地でほいたら測量し直してやるいうて
言うてもですね、図根点が飛んでおったらですね、それは信頼性が落ちますので。山から、あるいは遠くの図
根点から引っ張り出してこないきません。この付近は絶対届け出が要ることになってますので、町長に届けて
やらないかんがです。業者もそうです。だから、工事請け負いしたり、いろんなことするときには、そこはや
っぱりきちっと正規にやっちゃかんとですね、後で困ります。特に、認証遅延になっちゅう所は。

僕が一番心配しゅうがは、この町の中で工事結構やってますので、相当数その付近が駄目になっちゅう所あ
るがやないかなと思うてます。それで、私は早いめにですね、認証を勧めます。できるだけ早く。ほんで、も
う 600、590 にもなったらですね、それで駄目なのはもうしませんよと。

あるいは、最終的には国土調査法に基づいて立会や出頭を命じてですね、それでも応じるときにはもう最後
の手段として、もう筆界未定として始末するべきだと思うんですが、どうですか。

議長 (山崎正男君)

総務課長。

総務課長 (宮川茂俊君)

再質問にお答えします。

町としましての、どの段階で見切るかというのは非常に重要なところで。高知県の方からも、そのようなお
話も聞いているところです。

議員のいただきましたご意見も参考にしながら、今後検討していきたいというふうに考えます。
以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

そしたら佐賀地域ですね、先ほど言いよったがも、いつごろになるかの想定をまだできませんか。
どれぐらい遅らすかいうのを、やっぱり住民に対してお知らせするべきだと思います。ずっと。
それと、もう1点はですね。

その認証遅延になっちゅう所の方たちに、そのことについてはいつごろに登記簿に反映されますよという予定ぐらいはですね、遅れちゅう側の責任としてお示しすべきことじゃないかなと。

多分、地籍調査の一番最初の説明のときには3年ぐらいで法務局に持ち込みますという説明をされてると思います。どこの地域でも。これがこればあ遅れちゅうことはですね、やっぱり住民に知ってもらう必要があるんですが。

この2点、どうですか。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

まず、佐賀地域はいつごろになるかというご質問につきましては、先ほども答弁させていただきましたように、高規格道路の調査が30年、31年、32年、早くて3年間の予定でございます。計画どおりに進みますと、33年度から各地域に入っていけるようになるというふうに考えております。

それと、認証遅延の予定を知らすべきではないかということですが。

先ほどから答弁させていただきましたように、津波浸水区域とかと高規格道路の調査を中心にして進めておりますので、今のところ、まだいつごろにするという予定の年度を報告というか、地権者の方に報告できるタイミングではないのではないかと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

何度も言いますが認証遅延があったらですね、なんぼ津波のところであろうが、それ公的証明にならんがですよ。ただの紙くずと数値ながですよ。

認証して、登記簿に反映されてですね。不動産登記法に基づく登記簿に反映されて、初めてそれが公のときにできるがです。

東北の震災のときも、それが済んでおった関係です。5メートルぐらい境界が動くんですよ。あの地震で。それでも修正ができるがですね、動いた範疇（はんちゅう）であれば。それは、認証を受けて登記簿に搭載されて初めてできるがです。あくまでも、普通の紙切れに過ぎんがですよ。

だから、認証しちゅう津波の来る所は早くですね。ある程度の認証で承認もらえん所があれば、それは置いてでもですね。認証を受けて許可が下りればですね、登記簿に持ち込むことが大事ながです。あとは、地方税法等に基づいて修正はできますので、そこを言いゆうがです。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

議員のご指摘されるとおりだというふうに思いますが、町としましてはすごくやましいところで、筆界未定地があれば、せっかく同意をいただいた方の筆界も未定ということでご迷惑もお掛けしますし。町の今の現在の方針としたら、ほんとに反対なのか、もしくは同意を忘れておったり、面倒くさいので来られてないだけなのかもしれない。

そのへん、ちゃんと把握しながら処理を進めたいという方針を持ってますので、ほんとにいただきましたご意見も参考にしながら、認証遅延の地域につきましては認証申請等も検討していきたいというふうに考えます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

もう時間ありませんが。

そういうこと起きてくると、先ほど言った分筆ら 2、30 万掛かると。住民に迷惑掛けますので。

それから地目の変更もですね、あります。そういうのも宅地になってない、現地がそういう形に変わっておればそれに合わせたやり方になってきますので。それは住民の方の方が莫大（ばくだい）な迷惑が掛かりゆうということは間違いないがです。ないことはなく、迷惑は掛かりよりますので、早いうちに処理をするというのが大事です。

それを申し述べてですね、今回終わります。

議長（山崎正男君）

これで、藤本岩義君の一般質問を終わります。

この際、11 時まで休憩します。

休 憩 10 時 45 分

再 開 11 時 00 分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、坂本あや君。

1 番（坂本あや君）

それでは、一般質問をさせていただきます。

今回、一般質問 2 点お願いしております。

まず、1 点目から。入野松原の保存についてお伺い致します。

この入野松原は黒潮町の代表的な景勝地であり、海に面した入野地区では防風、防潮林、保安林の役割も大きく、併せて町の歴史や文化を継承してきた大切な場所だと思っています。

もう皆さまもご承知のことかと思われませんが、今年の変化はほんとに大きなものがあります。その姿を見るたびに大変皆さんが心配してる声を挙げていただいています。ほんとに、例年になく松枯れが起きております。本来は、美しいマツの緑と言われるほどの美しい緑を保つマツでありますけれども、今は茶色く枯れたマツの

姿が目立って非常に寂しい思いをしています。

入野松原につきましては、県や各種ホームページなどでも紹介されています。入野県立自然公園として国の名勝にも指定されている。緩やかなこう配の砂浜にできたクロマツの林は、天正年間、長宗我部元親の時代に植えられたと言われ、その群落は、規模、美しさも本県随一と言われている。松原を東西に抜ける遊歩道は四国のみちとして利用されています、など、いろいろな形でこの松原のことを紹介していただいています。

その松原が今、先日のネットニュースの中でも紹介された一文があります。

国の名勝、入野松原ピンチ。松くい虫の被害拡大というニュースが出ていました。

笠原さんという新聞記者がネットニュースで書かれている一文の中には、枯れて茶色になったマツの姿。枯れたマツでまだら模様の入野松原。美しい松並で知られる黒潮町の国の名勝、入野松原がピンチだ。松くい虫の被害が拡大している。町は被害に遭った枯れたマツを毎年400本ほど伐採していたが、昨年度からその本数が500台にも上って増えた。

松原は白波が打ち寄せる太平洋に面している。延長約4キロ、幅200メートルの海岸に、町有林のほか国有林や県有林も合わせて数万本のクロマツが並ぶ。松原の前に広がる白い砂浜はサーファーの人気スポット。防風林の役割も持ち、Tシャツアート展も開催され、町のシンボルになっている。

だが、風光明媚（めいび）な浜辺も、茶色に枯れたマツが目につく。特に、太平洋側に広がる町有林約12ヘクタールのマツの被害が深刻だ。町は枯れたマツを伐採し、焼却をしている、とありました。

それから、こんな記事もありましたが。

県は枯れたマツを伐採し、その原因を調査されたと聞いています。でも、その結果はやはり松くい虫の被害であったということだったと思います。

今、町はどのような対策を取って、そして伐採し、焼却はどの程度進んでいるのでしょうか。

そして、これからこの町の、これまでの大切な松原をどう保存していくというふうにお考えになっているのかということについて、まずお伺いしたいと思います。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは坂本議員の4、入野松原の保全についてのカッコ1、松くい虫にかんする取り組み。

そして、今後の取り組みについて、質問にお答え致します。

入野松原のこれまでの保存歴史について、少し紹介をしていきたいと思えます。

入野松原は時代をさかのぼれば、古き戦国時代の天正4年、先に質問のありました長宗我部元親の家臣だった谷忠澄（たにただずみ）によって河口の砂浜に補植したと記録があり、幾度と襲来した巨大地震や自然災害の猛威にあらがいながらも、植栽などの再生活動が繰り返されております。そして、太平洋戦争時において入野松原は、陣地構築材の提供を軍から要求されるという最大の危機を迎えながらも、時の営林署長の英断で、この松原が残された歴史がございます。

入野松原はこのような経過を踏まえ、残された町の貴重な財産であると認識しております。

この松原の面積は、国有林36.42ヘクタール、県有林1.71ヘクタール、町有林13.67ヘクタールの合計51.8ヘクタールの森林となっております。

議員から質問のありました松くい虫の被害は、残された資料で確認しますと昭和50年ごろから発生し始め、昭和55年ごろにはピークを迎え、平成4年までの被害総数は8,000本にもものぼり、当時から薬剤散布、伐倒駆除、薬剤注入などにより守り育ててきましたが、そのかいもなく、樹齢数百年の大木は全滅する事態となって

しまいました。

再起不能の状態の中からふるさと創生事業を活用し、入野松原再生事業に町を挙げて取り組むこととなり、地域住民による保存会も結成され、松原内の一斉清掃や植樹などに、こんにちまでその活動がされています。

この間も松くい虫の被害は継続して発生し、資料によりますと、町有林では平成28年度には499本、そして平成29年度には1,256本の被害があり、これらはすべて倒木、薬剤処理を行い、一部においては林内から搬出し、焼却処理をしてきたところでもあります。

今年度はさらに被害が拡大し、既に826本の伐倒、そして場外搬出、焼却処理をしており、現在、追加調査しておりますが、被害総数は町有林だけで2,000本を超すのではないかと頭を痛めているところでございます。

そのほか、県有林、国有林を含めると、今年だけで相当の数の被害が想定されております。

町としましては、発生したマツの伐倒駆除をすべて行うなど、リスク要因であるマツノマダラカミキリの生育環境を断つことが必要と考え、すべて場外搬出し、そして焼却するように現在対応しております。

同時に再生に向けては、既に11月には150本の植栽を行うとともに、来年2月には500本程度の、保存会の協力も得ながら植栽をする考えであります。

適切な時期に薬剤の散布を施しつつ、枯れたマツはすべて林外に搬出し、焼却する方法で対応していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

坂本君。

1番（坂本あや君）

ありがとうございました。

今のご報告の中で、今年は町有林だけでも2,000本を超す。思った以上に多かったなと思います。1,000本まではいくだらうなと思いましたが、その倍もいってしまうのかなと思って、ちょっとびっくりしています。この間までは1,500ぐらいで収まるんじゃないかなと思ってましたが、かなり大きくなってますね。それにプラス、県も国もごさいますし。

せんだって、あの松原の中を走ったときに、国有林の方はそんなに目立ってはいなかったんですけど、その2カ月後に見たときには、また少し本数が増えているような状況もありまして、だんだんだんだんこの松くい虫の被害というのは多いなと思います。

また、ビオスおおがたの前にもマツがありますけれども、クリスマスツリーのような立派なマツがもう真っ茶色に枯れて道の横に立っている。

それから、浮鞭の海岸の前にあった小さなマツたちも全滅しています。それも、やはり伐倒もしたということですけども、やはりどんどんどんどん広がっていく松くい虫の脅威というのが。

また、先ほど課長のお話でもありましたけど、この入野松原の歴史。その歴史の中でもあったように、長年もう先人がほんとに血の出るような思いをして育ててきたマツ。それから、戦争中にも守り抜いた樹齢の長いマツが松くい虫というその植物によって一気に枯れてしまって、もう一本も残っていないような状況もできてきたという状況があります。それがまた再び起こってきているのかなと思います。

一時期には、この温暖化のせいなのか、それから海からの風のせいなのか、いろんな議論はありましたけれども、切ってみるとやはり松くい虫に侵されているというマツばかりであったということです。先ほどおっしゃっていただいたようにですね、一度枯れてしまったマツはもう二度と元に戻ることはありませんので、早めの伐倒と、それからやっぱり場内からの搬出。これを残しておく、やはり松くい虫が増殖するというこ

とだと思えます。

気になっていたのは、やはり前回も薬剤散布で処理をしたということでしたけれども、それはあまり効果がなかったかなというふうに思います。今お話があったように、枯れたマツは必ず場外に出して、焼却処分をしていただくということが大事だと思いますので、そのことについてはこれからも間違いなくやっていただけるのかなということを、1点お聞きしたいと思います。その2,000本についても。

それから、県も国も、同じような処置を取っていただけるのでしょうか。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは再質問にお答えします。

この松くい虫の処理につきまして、非常に、いわゆる、町が現在行っている施業というのは、暖かくなってくると松くい虫の活動が活発になって枝に乗り移って、そこで食害を起こすということで。現在、農作物に被害を与えない6月から7月にかけて、間隔を置きながら薬剤散布を地上から丁寧にっております。

その後、夏場には活動が活発ということで、気温が下がってくると松くい虫が幼虫を、その樹皮を通してマツの中に入って行って、それがふ化しながらずっとこの自然のサイクルの中でいきますので、冬場にかけて伐倒して、駆除して、そこで場外搬出というような格好を取ってきました。

過去のずうっと施業を見ながら、過去に場内にずっとためておくと、まあ温暖化もあり、そして雨とかいろんな自然の中で、それが、薬物がなかなかその木に、裏側が。上やら木の表面は掛かっており、裏側まですべて掛かっているわけではありませんので、非常にそこで。松くい虫の成虫がそこで死滅することはなかなか不可能であるということを考えて、とにかく危険な要因はすべてその林内から排除するというので、今年度から林内から出して、幡多地域のバイオマス工場へ焼却処分という格好に対応しております。

当然、826本、現在のところそういう処理しておりますし、今後も経費は掛かりますけれども、そういうことを通して松くい虫の被害防止に努めていきたいと、全量そのように考えております。

なお、このやり方については町の方から県にもお願いして、県も同じような対応を取ることになりますので、県、町、同じような歩みの中で対応していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

坂本君。

1番（坂本あや君）

先日ですね、松原保存会の会長さんと協議会が開かれておりますね。そのときに国の方も県の方も、それから保存会の方、それから地区の関係者の方でつくられたその会員さんが集まったの協議をされたと思います。

その協議の結果ですよね、どういうふうな形になったのかということについて、もう一つお話をいただけたらと、ご説明をいただきたいと思えます。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

そしたら再質問にお答えします。

11月の16日に、あかつき館におきまして入野松原保全推進協議会という組織で協議をしました。

その協議の中には、浜の宮、町地区、万行地区、そして松原保存会、そしてNPO 砂浜美術館、幡東森林組合、

四万十森林管理署、県、そして町の関係課等々のメンバーで会議をしました。

その中で、まずはそれぞれ個々に連動して動くのなしに、どのような活動をしているのかという情報共有をしながら報告を受けたとこでございます。そして、その中でもやはりこう、連携して取り組むということが非常に大事やということが話し合いされました。

そして、もう1点には提言もありまして、いわゆる、こういう協議会のメンバーのみならず、町全体、あるいは町民を巻き込んだ保存活動が必要ではなからうかという話がありまして、年明けて1月か2月になりますけれども呼び掛けながら、いわゆる松原再生に向けて場内にある倒木、あるいは枝等の場外搬出をして焼却等を行うような作業の日を設けてはどうかというような提言をいただいているとこでございます。

現在、その方向で事務局としては動いております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

坂本君。

1 番（坂本あや君）

ありがとうございます。

ほんとにですね、もう今となってはみんなでかかっているかないと、この状況を打開することはできないなというふうに私も思っていますし。切ってしまうともう、生えて大きくなるまでに数年かかりますので、植栽も必要だということになります。

それで、今年2,000本切っても、結局、植えるのが500本と150本ぐらいですかね、650本ぐらいです。やはり、その計画的に植栽を続けていかないと松原を保っていくことはできない。どんどんどんどんマツの本数は欠けていくということですよ。

私たちのこの黒潮町の入野松原というのは、そのクロマツが美しく生えそろうた景勝地であるということ。実際には、少しもうマツがない所もありまして、黒潮町になる前、旧大方町であったときに、16年、17年にかけて大方町入野松原再生計画策定調査委託というのがなされまして、かなり詳しい調査書類が挙がってきています。

その中には、松原の状況。その植生タイプを解説している部分もありまして、ほとんどクスノキやスタジイですか、が占領してマツを欠くAタイプの地域。

それから、Bタイプとしては、マツや照葉林の混合林があるという所。

それから、Cタイプとしては、マツが群落を形成しているという所。

それから、いろんなタイプ、D、E、Fまで分かれていまして、ほんとにマツの若木だけの所とかですね、いろんなタイプに分けられた入野松原の現状があって、それがまだまだ今続いている状態ですが。

その若木も全部やられたという所がありますので、これからの取り組みをほんとに強化していただきたいというのが私の思いなのです。

それで、その中にやはりありますのが、松くい虫にやられたマツは、やっぱりさっきおっしゃったみたいに絶対戻らないと。とにかく切って処理するしかないということなんですけども、切って処理するだけはいけない。それで、そのマツをどう植栽をしていくことが必要なのかということに、長い間この松原の中で残っているそのマツの種子を採取して、その種子を育てて、松くい虫に強いマツを作ったらどうかというような調査研究結果がありました。

それも一つ考えていかなければいけないことなのかなというふうにも思いますし、そういうことに対して、その皆さんの応援をいただきながら地元でマツを育てるというようなことも考えたいのではないかと思います。

ことで、松原に対する愛着を持つ行動というようなことについても書かれている部分があります。52 ページからありますね。それで最終的に 54 ページぐらいまでまとめられたものですが、

それから、マツを保全するには、非常にマツの根元というのがとても大事ということで。香川県の津田の松原では、松原の中にくま手を置いて、観光においでになった方が自由に使ってくださいね、という形をお願いをして、マツの根元の落ち葉やごみなんかを取ってもらっているというようなことがあります。

それで、元気なころのマツ。入野松原がほんとに元気な、昭和の初期の入野松原の姿というのが写真でも残っているんですけれども。そのマツの根元というのは今ご紹介した松原のように、根元に雑木や雑草なんかが生い茂っているものではなくて、やはり日が当たって、根元にしっかり日が当たる。砂とマツのコントラストが美しいという姿が、本来のマツの健全な環境としては大切なものであるというようなことが書かれています。

私たちが小さいときには、マツの中で遊んだとかですね、中には砂浜日記とかいうがを書かれた方もあって、私たちが小学校から帰ってきたら松林の中で野球をしたとかね、やっぱりそういうふうにありますし。

それから、地元の方も松葉をかいてお風呂のたきつけにしたりとかという形がありまして、生活環境が変わることによって、人と松原とのつながりが切れていくことによって、やっぱり松原が本来持つべき姿が失われていったのではないかとこのように思います。

一時期、松原の中に入るのも恐ろしいぐらいの時期がありまして、ほんとに子どもたちは松原に行ってはいけないよというぐらい危険な場所になった時期がありました。それで、そのときに皆さんが、下草がこう。営林署なんか下草を刈ってくれるようになって、マツの林の中が向こうが透けて見えるくらいまで美しくなったことによって私たちも、入野松原の今のネストの横ですね。そこに子どもの広場を造っていただくような要望をしたり、やっぱり松原の中にその子どもたちの姿がある。そして、人の営みとその松原がやはり共存していくという、その姿がやっぱり私たちが今まで求めてきた入野松原の姿ではないかな、本来の姿ではないかなと思っています。

植生というのは、やっぱり地域の生活とともにあると思いますので、やはりそういうことも含めてですね、これからの保全について考えていただきたいと思っています。

ですから、この大方町入野松原再生計画策定調査委託業務というベースがありますので、それをやはり専門家に見ていただいて、どういうところは採用できるけれども、ここはもう切り替えていったらいいよとかいうようなことがですね。また、ゼロベースからではなくて検討ができるのではないかと思いますので、これの委託業務の結果を基にしてですね、これからの保全計画を専門的な方々の意見を加えて、そのレベルアップさせていってほしいと思うのですが。

そのことについて、もう一度お伺い致します。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは再質問にお答えします。

まず非常に、この松くい虫に対して非常にこう、幅広い知識と、そしてそこへの取り組みが必要だと思います。

まずはその、いわゆる保全と、そして対処処理方法というのは2つございまして。

まずはその松くい虫の、いわゆる、どのようなメカニズムで松くい虫が発生し、どのような状況下において被害を拡大しているのか。そういうことを知らないと、いわゆる詳細を知らないと対処ができませんの

で、まずはそこからしたいというふうに考えております。

いわゆる移動距離が2キロから3キロであったり、そしてその脱皮時期がどうであったり。そして、温度のこととか、あるいはその生環境。1、2年でふ化するとか、その薬剤散布のタイミング等々。そして、伐倒したときに、その枝。そして、幹のみならず枝にも多く、枯れた枝にも多くおると。そういうような特性を知った中での処理方法が非常にこう大事なな。

そして、その処理をしたときに、枯れたときにどのような連携、通報。そして、その林内密度の関係。林道を抜くであるとか。それから、焼却方法もチップにするであるとか、そして焼却するとか。非常にこう、いろんな専門的な知識も要りますので、そこらへんについては過去の例を参考にしていきたいと。

一方、保全につきましては、先ほどご説明ありましたような過去にあった非常に貴重な計画がございまして、3年間の計画でありましたけれども、その中にはゾーン分けして間伐したり、いろんな落ち葉がきのような施策をするとかいうような提言もありましたので、このことが実行できるように、さらに来年度以降にそのことを検証に向けて取り組みを進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

坂本君。

1番（坂本あや君）

今、課長が言われたように、ほんとに松くい虫の性質というのがはっきり分かってないというのが一番つらいところで、ほんとに駆除するためには何をしたらいいのかという、その確実な手段が分からないというところがほんとにつらいところだなと思っております。

カミキリムシが飛んでいって、そこで卵を産む。で、産み付けるのかと思ったら、でも線虫はそこではないというような、その微妙なバランスで生態が分かっていない。それから、今までは寒かったから、もしかすると越冬しないで死んでたのかもしれないけど、越冬してるのかもしれない。だから、去年の松くい虫が今年産まれた子と一緒に、倍になっているとかですね。何かそこらへんのところがあまり詳しく分からないので、ぜひ詳しい調査もほんとに進めていただきたいと思います。

そして、先ほど言われた保全についてもですけど。

町民の皆さんの力を借りてやっていかないと、なかなか行政で予算を組んだだけでは、この広い松原を保全していくということは難しいと思います。今もほんとに、掃除をしていただいたり、それから日常の散歩のときにごみを拾ってくださったりと、いろんな方々が松原を物言わずして大事にしてくれています。少しこのあたりも声を掛けて、新しい取り組みの組織づくりというのも必要ではないかというふうに思っています。

先日、このことについて県の林野の関係の方にもご相談したり。それから今、県議の下村さんの方でも取り組んでいただいていますように、これからの保全については具体的なことを考えて取り組んでいかなければいけないというご提言もいただいています。

皆さんが、先ほど課長がお話しになっていただいたように、長い長い歴史の中で継承されてきた、守り続けられたこの松原をですね、今なくすわけにはいきませんので。ぜひ、町からも主体となって呼び掛けをして、地域の皆さんの力を借りて。また、足りなければ全国の皆さんの力を借りて、この松原の保全に計画を立てていただきたいと思います。

いかがでしょうか。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

それで、私やっぱり今、目の前にですね、こうして現実になってくる20年間かかったこの56号の大方改良の道の姿を見ますと、本当に安全な道ができるのかどうか。事故がない、ほんとにみんなが安心して使える道ができるのかどうかということがほんとに心配になってきてまして、今日の質問を書かせていただきました。

安全対策というのは本当に大切なものですので、ただ道ができれば安全なのかということ、そうではないなというふうに感じています。

私がこの質問をしようと思って考えておりましたときに、平成20年に作成しました資料が出てまいりましたので、少し皆さんにも紹介したいということで議長にお許しをいただきました。

これ、20年の6月の10日でございます。午後の2時から4時までの間を撮影させていただきまして、関係機関に提出した資料になります。この題目は、私たちは大人の責任として、この子たちの命を守りたい。歩道のついた安全な通学路を歩かせてやりたい。それを一般国道56号の現状として提出しました。

そこに載っているのは、早咲地区の小学校の毎日の通学路の様子です。このとき写真撮影に協力してくれたのは、大きなランドセルに黄色いカバーが掛かっていますので1年生だと思います。このときの男の子が多分10年たっていますので、もしかすると今は高校生。もしかしなくても高校生か、高校生になっていると思います。そして子どもたちは、この大きなトラックが通過する横を歩いて帰ってきていました。

それから今は、昨日から供用開始になりました藩下線（ばんもとせん）でございますけども。大方高校とか、それから小学校、その道に保育所が上がりまして、その保育所。文教区としての交通を担っていた藩下線（ばんもとせん）ですけれども、今は新しい線を通して、中学校や小学校に子どもたちも通ってくれるようになったということで、少し安心したなと思っておりますが、これがその当時の姿です。当時の姿もあります。

それから、早咲地区では喫茶店に車が突っ込んで、ちょうど中にお客さんがいなかったのが大ごとにはならなかったわとって、ここに突っ込んだよという指をさしていただいた経営者の姿とかですね。

それと、こちらの方は芝地区です。

芝地区でこういうふうに、毎日自分の家の前をお孫さんが出ていく。それから、車が外に出るとき。その出るときに毎日自分が立って、右左の安全を確認して、よし今だといって安全の確認をする係だったのは昭八さんです。それから、彼はこの間亡くなってしまって、この道を通していただくことはできなくなってしまっています。それから、朝路さん。それと、あと啓さん。いろんな方がこの道の完成を待っていただきました。

そして、実際この道ができるまでの間に、ほんとに白紙に戻った状態がありまして。そのとき、今ご紹介した車いすに乗った啓さんは、わしが車いすで四国整備局へ出向いていって事業の再開をお願いするというふうに言っていただきました。それも、皆さんがこの道に対してほんとに思い入れがあって、そして安全な道を造りたいという思いだったんです。もう、道は通ってはいただけなのですけれども、その思いは私たちが引き継いでいかなければならないと思っております。

20年かかったこの56号の大方改良なんですけれども、このことはもう皆さんも長い間の取り組みですのでご存じのとおりだと思います。ルートに対して反対、賛成というような意見があって、長く事業が進まなかったという現実がありますが。これも、この道よりもっと安全な道があるんじゃないかということで、皆さんが一生懸命安全対策について考えた結果の議論だったと私は認識しているんです。

そのときにおっしゃった言葉の中に、反対する理由の中にあっただのは、高齢になったら広い道。要は、19メートルから、交差点になりますと21メートルの幅員があります。実際、車が走る所は7.5ぐらいですけれども、やはり大きくなって広がった道に対する恐怖感はあるなというのは、今、芝地区にできて、皆さんも毎日通っていらっしゃると思うんですけど、その道を見ると、やはり大きな道に対する恐怖感というのはやっぱりぬぐえないものがあるなというふうに、20年たった今、できた道を見ながら思います。怖いなって。だから、そ

ういう心配をされていたんだなと思っています。

それから、今の早咲地区の現国道に比べて、新しくできる道。今、目の前にある、よどやの前からここまで来る道幅を見ましても、かなり広くて大きいです。そうなると、やはり私もスピードを出してしまうんじゃないかなと心配します。多分、あんなに立派な道路ができると、今までのように40キロだとか30キロとかというようなゆっくりしたスピードでは多分走れなくなると思います。順調な通行をするためには、なかなかそういうスピードでゆっくり走るということができなくなると思うんです。その道路規制の速度についても、まあ50キロ規制だとは思うんですけども。それでもやっぱり今の車の機能とかそういうものを見ますと、やはり高速になるのがとても心配になります。

その現実を体験しながら、以前いただいた意見の中に、このスピードが出るこの道路を横断して、道の向こうにある畑に行くことが怖いという意見も、その20年前の当時からございました。横断することが危険だということでした。

それで、反対の理由の中には、どうしてわざわざS字に曲げるんだということもありました。

というのは、現国道と新国道が交差する地点ですね。やはり本村の、今は豚太郎さんの横になる部分です。それはもう事業が開始された当時から、地元の人たちの不安材料になっていました。ここは、少し改良はされて、交差点の角度については緩和されたようですけども。でも、やっぱりまだまだここを、交通量の多い道を横断するという事はなかなか難しいだろうと。当時からも思っていましたけれども、今見てもやっぱり難しいだろうなと思います。

ちょっと今まだ複雑なので私たちのような素人が見るとですね、この道はどんなふうになるのかというのはなかなか分かりません。専門家の方は、多分こうこうこうなって、こんなになるんだよとあって、安全にもなるのかもしれないしとあって思ってるかもしれませんが、私たちが見ると不安の要素でしかないという部分があります。

そんなこともありまして、今年の4月ですけども。今年の4月には入野地区の改善を願う会と芝地区の連名で安全対策についての要望書を、国土交通省と中村の警察にお伺いして要望書を提出しました。

その内容というのは、私たちは事業をお願いするという形でずっとこの事業を待ってきたんだけど、でも、私たちが望んでいるのは広い道だけではないということだと。この道が地域にとって安全で、みんなの安全を守れる道にしてもらいたいんだということだから、決して広い道を造ってくれと言っているわけではないということをお伝えしてまいりました。でもなかなか、いい返答があって、すぐに、ああ、こういう対策もああいう対策も全部やりましょうということにはなりませんでした。

ただ、具体的な要望ではなく、私たちはプロではありませんので。具体的な要望ではなく、とにかく皆さんの英知を絞って、安全な対策を入れていただきたいというのが精いっぱい要望でございました。

そして、先日。先日といいましても11月28日になりますけれども、入野地区の区長さんをはじめ、それから地区の方々の関係者の方にお集まりいただきまして、現状の道路がどんなふうになるのかということについての説明会を、まちづくり課長も中心になって開いていただきました。

そのときには地域の方々と国交省の担当の方が、この道はこんなふうになって、それで横断歩道がつくのか、それから電気がつくのか、ライトがつくのか。それから信号機ですね。信号機がつくのかというようなことを確認させていただくような会をしました。でも、それを聞いてもですね、やはり非常に不安が残るところでございました。

まあ、国交省でやれるのはハード的なもの。それから、いろいろな交通の安全対策については公安の仕事であるということで役割分担がいろいろあるようですけども。私たちはどこが持つにしてみても、構造的なも

のは国交省にやっていただかないといけないと思いますし。それから、いろんなその安全対策の細かいことについては公安の方からもご配慮が必要なのだと思います。

その28日に現場に行って、皆さんの意見もいろいろ出たのを聞いていただいています。そして、町の方に説明していただいたり、国交省の方からも説明をしていただきましたけれども、やはりその住民のその不安な声がいっぱい出たと思います。

そのことについて、これからどういうふうに対応をしていただけるのかということについてご答弁をいただきたいと思っています。

お願いします。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは通告書に基づきまして、坂本議員の2、国道56号大方改良事業について。現地視察による地域の方々からの安全面のご心配と、開通式の予定についてのご質問にお答え致します。

大方改良事業の安全確保につきましては、昨年度から、国、県警、町の合同現場視察や、国土交通省と町で高知県公安委員会を複数回にわたり訪れて、交差点における横断歩道や信号機について協議を行ってまいりました。

その中で、当初計画にあった信号機や横断歩道が設置できなくなった個所もございます。しかし、議員ご質問のとおり、道路の安全を確保することは重要なことだと考えております。今回、現地視察でご意見いただきました個所については町で取りまとめ、管轄する機関へ要望するとともに、今後も継続して国土交通省とも連携し、要望を行ってまいりたいと考えております。

開通式の予定につきましては、国土交通省から平成30年度中の開通が公表されておりますが、スケジュールにつきましてはこれから調整していく段階でございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

坂本君。

1番（坂本あや君）

私よく、公共事業とか道路の事業について思うんですけども、ハード事業というのは一回つくってしまうと、なかなかやり直すというのは難しい事業です。だから私はね、ハード事業の中にはハートを込めないといけないということをずっと思うんです。

だから、道路に白い線一本。それから、段差を少し緩やかにする。それがね、ハードな公共事業の中にハートを込めるということだと思うんです。けどね、そのない事業というのはね、後からとても後悔をすると思うんです。だから大事にしてほしいなと思っています。

今まで、例えばエレベーターが一つありますよね。でも、エレベーターも今までだったら、歩ける人が押せる高さにしかなかった。そして、トイレなんかもそうです。でも今は、高い所と低い所。中にも高い所と低い所、2つのボタンがあります。そんなふうに、やっぱりその事業の中にその思いを込めたものをつくっていただきたいと思うんです。それはね、道路でも一緒だと思うんです。

先ほど言ったみたいに、広い道路は欲しいんじゃない。安全な道が欲しい。でも、それは国土交通省がやってるハード面。それに、優しさを込めた歩道をつけるとか、段差をなくすとか、それから暗い道には明かりをとすとか、やっぱりそういうことがちょっとずつ必要で、いいものになっていくと思うんです。

基本的に道路事業の中で、明かりがあるのは交差点部分だけが国交省の事業としてはつけられるものだと思います。でも、歩道を造っていただいたとき、田ノ口小学校から東大方の駅まで行く道に歩道をつけていただきました。そのときにはセンダンの木も残しました。そして、そのセンダンの木の下にはベンチも置いて、そしてほのかに明る明かりがついているんです。

その当時は、そういう明かりを国交省の歩道の事業でつけるということは基準にないことでした。けれど、やはりその木がある。そして、そこにベンチもある。お遍路さんがよく休んでいる姿を見ていただけたらと思うんですけれども。そんなふうに思いを込めると、やっぱり道というのは地域の方々に大事にもしていただけたら、命を守っていただけるものになると思うんです。今度できた道については、やはり私は車というよりは、やっぱり地域の方々が安全にお使いいただける、歩いていただける。

それから、新しい、今、芝の裏にできたここまでの道路ですけど、ほんとに散歩をする方の姿がとっても多いんです。朝から夕方、それからお昼の空いた時間にもご夫婦で、少し体の弱ったご主人の健康管理のためにお二人で歩いたりとかですね。そういうふうに、今、道が利用されているんです。それがとってもたくさんの交通量が入ってくることによって、このお散歩する姿がなくなっちゃいけないと思うんです。それを大事にしてもらいたいと思うんです。そのためには、どうしても信号機や横断歩道や明かりが要ると思うんです。

先ほど言われた中に、計画をしていたものができなかったという状況のお話がありました。ぜひ、復活させていただきたいと思っています。それが、あることとないことと、随分私たちが道路を使うことの利便性が。利便性だけではなく安全性が高まると思いますので、あきらめないで要望を続けていただきたい。そしてまた私たちも、その要望に加わらせていただきたい。地元の声をほんとに届けていただきたいと思っています。

すぐにできないかもしれませんがもしも必要なのはつけていかないと、後で後悔をしないようにしていただきたいのです。あのとき、あそこにこれをつけておいたらこんなことにはならなかったのにか。私たちが一番心配してるのは、そのことです。これまで長い間ずうっとずうっとみんなで頑張ってきて、この道がついた。でも、その道で失われる命があつてはいけないと思うんです。けがをしたら駄目だと思うんです。

今までの道で家の前から出て、車に接触して、保育園のころから3回ぐらい骨折した男の子もいました。それから、まあ無事でしたけれども、私の子どもが小さいとき、車の横からパッと出たときに大きなトラックがその前を行き過ぎて、命を失ったかもしれないということが私はいまだに忘れられません。あのとき、あの子があと何秒早く出てたら、あの子はいなかったと思います。そんなことをこれから繰り返してほしくないのだからこの道をみんなで頑張ったんです。

あとは安全対策です。道ができた。あとは安全対策です。

どれだけ心がこもった、子どもたちを思った、地域の人を思った、そんな安全対策をしていただくかです。ぜひ、頑張ってくださいと思います。

そして、地域の人たちも必ず、町の役場と一緒に安全対策に力を貸すと思うので、一緒になって取り組んでいただきたいと思います。

この、先ほど紹介した頑張った方がこの道を歩くことはできません。でも、この道で、やっぱり命を落とすことが絶対あってはいけないと思うんです。それで、子どもたちも安全に通行できるような歩道を通して学校に行けるようになります。入野地区のね、今までほんとに道路の脇道から入ったりとか、それから地域の中の農道を通ったりとかね、そんなことしながら通学路を、学校も安全管理のためにしてきてくれました。

これからやっぱり一番。今できた環境の中で一番安全な通学路。それから、どんどんどんどん。

ああ、そうですね、質問にもありましたけど、高齢者が増えてくる中でシニアカーも走ると思う。そしたら、シニアカーに乗ったら自分でお買い物に行けるんですもの。そういう方たちの生活環境を守っていく。それが

ね、このできた道の中に、あの白線を入れるのか、信号機で赤、青、黄色が指示を出すのか。そんなことで、全く私たちの命の守られる確率というのは格段に違います。守っていただきたいと思います。

これからもあきらめずに、できなかつたところ。それから、この間11月の28日に皆さんからいただいた意見を合わせてもう一度要望を挙げていただきたいと思いますが、もう一度ご答弁お願いしていいですか。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

今年度に入り、私も同席をし、公安委員会の方に要望にも行かせていかせていただきました。

公安委員会の方ではやっぱり信号機の間隔のこととか横断歩道の設置については交差点の取り付ける町道の幅員のこととか、そういうようなところでの設置が難しいと、そういうご回答でございました。

実際、坂本議員の地元である芝地区の町道七貫下坊線（しちかんしもぼうせん）の交差点。そこにも要望を出してはいたけれども、横断歩道の設置は今回は見送られているといいますか、設置できないようなことになっております。完成時に。

ですけれども、先ほど議員が言われましたように、私も平成13年からかわりを持たせてもらっておりますので、十分、道の安全面とか段差のことなんかも国土交通省と一緒に勉強もさせてもらったところですよ。

そういう中で、使われる方々の立場に立った、気持ちに立った対応を、担当として、町としてやっていきたいと、そのように考えております。

あきらめないで、要望を今後も引き続きしてまいります。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

坂本君。

1 番（坂本あや君）

以上で質問を終わらせていただきます。

議長（山崎正男君）

これで、坂本あや君の一般質問を終わります。

この際、13時30分まで休憩します。

休 憩 11時 59分

再 開 13時 30分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、宮地葉子君。

9 番（宮地葉子君）

それでは申告書に基づきまして、今回は3点について質問を致します。

まず、1点目の、ブロック塀・エアコン設置の促進についてです。

2018年度の国の補正予算が11月に成立しています。今年の夏に相次いだ豪雨や地震などの復旧、復興予算も計上されたそうです。その中に、公立小中学校などのエアコン設置とブロック塀に、ブロック塀・冷房設備臨時特別交付金985億円が創設されたとあります。

最初にカッコ1の質問ですが、ブロック塀・冷房設備臨時特例交付金の概要はどんなものか伺います。
併せて、以前の補助制度とは有利な点があると思うんですが、あるようでしたらどう有利なのかをお伺いします。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは通告書に基づきまして、宮地議員の、ブロック塀・エアコン設置の促進についての、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金の概要はどんなものか。そして以前の補助金とはどんな点で有利になっているか、のご質問にお答えを致します。

議員ご質問のとおり、国は大阪北部地震で小学校のブロック塀が倒れ登校中の女子児童が死亡した事故や、今年の夏の記録的な猛暑を踏まえ、学校の安全対策として実施する公立学校へのエアコン設置や危険なブロック塀の回収について、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金として地方財政措置が充実をされました。

この臨時特例交付金要綱は、まだ公表されておりませんので詳細は不明ですので、概要のご説明になることをご了解ください。

当該交付金の概要につきましては、事業の3分の1は国の特例交付金による補助金があります。これは従来の学校施設環境改善交付金事業の補助率と同じでございます。3分の1でございます。残り3分の2の地方負担分は補正予算債を100パーセント充当できるように待っておりまして、通常、補正予算債の交付税措置率は30パーセントでございますが、それを60パーセントに引き上げ、自治体の取り組みを後押しするよう普通交付税措置が講じられております。

黒潮町においては、この補正予算債の利用は必須でございますので、併せて交付税措置率がさらに有利な旧合併特例債を充てることとしております。

また、取り組みやすいメリットと致しまして、規模が小さな事業でも利用できるよう補助の下限額が見直され、これまで学校単位で400万円以上としておりましたが、市町村単位で400万円に緩和される予定でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

それでは、カッコ2番の方に移ります。

今年の補正予算が、今のお話ですと黒潮町では合併特例債の方が有利だということで、この補正予算の概要は使わないのかなと思うんですけど、ちょっと分かりませんが、今の答弁では、

私は、今までよりも次長の答弁のとおり有利な点がありますので、それを活用してですね、危険なブロック塀の対応とエアコン設置の対応2点を通告書で挙げましたので、1つずつ分けてお聞きしたいと思います。

最初にブロック塀ですが、現在計画中の危険なブロック塀の早期対応と、危険な通学路の対応まで見直しはできないでしょうか、というふうに挙げておりますが。

今、次長の答弁でもありましたけども、今年の大阪北部地震では、ご存じのように通学路のブロック塀が倒れて、大事な4年生の女の子が亡くなりました。そのことを受けて、全国では危険なブロック塀の早急な対応が行われております。どうしてこんな通学路にですね、ブロック塀があったのかと不思議。皆さんはあれを受けて不思議だったんじゃないかなと思うんですね。

それで、9月議会でもこの問題は取り上げて質問をしたんですが、そのときの次長の答弁は、31年度は大方

の上川口小学校と南郷小学校の2校の関係のブロック塀を対応して、32年度に佐賀中と佐賀小の2校を対応するというふうにいただいたと思うんですね。

私は今までよりも今回の補助制度が有利だと思ってましたので、この補助金を活用してですね、佐賀の2校についても、もう31年度中に対応できないのかなということを出してあります。さっきも言いましたけど、まあほんとにブロック塀っていうのはね危険ですので。

それに併せてですね、それと通学路といいますと範囲が相当広がってどこまでを通学路というかは不明ですけども、学校周辺で子どもたちが必ずそこを歩いて学校へ行く道路で、危険なブロック塀の場所はないでしょうか。先ほどの大阪のようにですね。あそこはもう、事故が起きて初めて危険だっていうことがみんな驚いたところですけども、もしそういう所があるんなら早急に取り除いてないと子どもの安全は守れませんので。

もしあるようでしたら、そういう通学路の危険なブロック塀も早急な対応を求めますが、いかがでしょうか。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは宮地議員の、ブロック塀とエアコンの設置の促進につきまして、危険なブロック塀の早期の対応と、それから危険な通学路への対応までの見直しをして壊せないかということの部分のご質問と、それから先ほどの合併特例債のことにつきまして、また補足説明をさせていただきますがよろしいでしょうか。

宮地議員の方から、黒潮町はこの補正債を使わないのかというようなご質問であったと思います。黒潮町と致しましては、この補正債を利用は致します。それで、その補正債がまだ補助に当たらないところの分につきましては、合併特例債を利用して有利な財源としたいと思っております。

それから、ブロック塀のそのブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金を充てることにつきましてでございますが。これは学校施設防災機能強化事業の整備要件の中にですね、災害時における安全確保、避難経路の確保の観点から必要な工事とされているという要件がございます。町内の小中学校に存在するブロック塀につきましては9月議会でご回答致しましたとおりでございますが、ほとんどが通学路や避難路の所に隣接してない。通学路ということになっておってもですね、間に広い水路が挟んで設置されておるということで、100パーセント安全ではございませんけれども危険性は低いものと思われま。

そういうこともございまして、補助対象外ということの区分に当たるだろうというふうに考えております。

しかしながら、児童生徒の安全確保をするためには、先ほど申しました上川口、南郷小学校の危険性の高い2カ所につきましては早急にネットフェンス等の改修を行いまして、それにつきましては今年度中に行いたいと思います。

その他のブロック塀につきましてもですね、来年度以降に改修工事を検討して、実施を進めてまいりたいと思っております。

そしてまたもう一件、議員ご質問の通学路の危険なブロック塀につきましてでございます。

私有地につきましては、これはそういう存在する物件にかんしましては今回の補助対象になっておりません。学校敷地内にあるコンクリートブロックが対象ということになっております。

従いまして、私有地にありますブロック塀につきましては所有者の理解とご協力が必要でございますので、教育委員会として、それをこちらの方から撤去することはできませんが、子どもの通学路の安全を確保するというためにはですね、地域の皆さんと協議をしながら、そして進めなければならぬと思います。その上で、所有者のご協力を願うか、通学路などの見直しを図るかなど、そういう検討を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

確認ですけど。

私は、勘違いでしょうか、32 年度に佐賀中と佐賀小の 2 校を対応すると 9 月議会で聞いたように思うんですけど、今の答弁ですと、31 年度以降に早急にということですから、決まってないということですね。その点はね。

それをぜひ、私は 31 年度中に全部できないかなということだったんですが、できないということなんですか。それを確認しますので、後で答弁をお願いします。

それと、通学路の危険なブロック塀の、もしそれが私有地であったらなかなか、教育委員会が対応するということはもちろんできないという答弁でしたが、どうしても危険な所がもしあるとしたらまだぜひですね、そういう所も気を付けていただいて児童の安全を図っていただきたいと思います。

ちょっと先ほど、佐賀中と佐賀小のブロック塀のところ、お願い致します。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

先ほども申しましたように、上川口と南郷小学校につきましては、今年予算で何とか撤去をしてネットフェンスに替えたいというふうに思っております。

あと、残りの佐賀小学校と佐賀中学校につきましてははですね、これから先にトータル的に長寿命計画というものを立てまして、それでその中で進めてまいりたいというふうに思っています。ですから 31 年度以降ということになります。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

はい、分かりました。

児童の安全を願って、一日も早い対応をお願い致します。

次に、普通教室へのエアコン設置についてです。

エアコン設置については、今年の 9 月議会でも質問を私は出してたんですけど、その前に藤本議員が質問致しまして詳しい答弁をもらってましたので、そのときは質問を割愛したことでした。

今回もですね、今回国の補正予算で、今言われたように有利な補助制度があるんだったらと思って、また質問を出したわけです。

今議会では、7,000 万円の補正予算が高知市として挙げられております。大変ありがたいことです。また、本会議の質疑の中で藤本議員からも質問があったし、昨日は中島議員からも質問が出されましたので、一定、答えは出てると思います。

で、答弁は重複するようになると、多くは重複するかもしれませんが、私なりの質問を付け加える形で行いたいと思います。

暑い夏の授業は勉強の効率も良くないでしょうし、学校を安全で健康に過ごせる場所にするにはそういう取り組みはですね、子どもたちの健康面から考えても待ったなしの課題として、全国のお母さんたちが数年前から粘り強く運動を続けてきた経過があります。

全国の事例では、署名をし、議会とも一緒になって自治体交渉などを行うなどの運動の積み重ねがあったのですが、自治体も国の予算不足で二の足を踏んでいたそうです。しかし、近年の異常な暑さ、特に今年の暑さは気象庁が災害だと言ったようにですね、今年の流行語大賞にも最大級の暑さという言葉がトップ10入りしたほどで、この異常さについてついに国も腰を上げて、全国的にエアコン設置が一気に広がっているそうです。

答弁はこれまでと、先ほど言いましたように重なるかも分かりませんが、私は通告書で、春休み中に工事をする方向を考えませんかとお出ししてあると思います。それでその点をお伺いするんですが、春休み中に工事をしますと、子どもたちの授業に差し障りもないし、もちろん暑い夏にも間に合うし、梅雨時の蒸し暑さは独特の不快感がありますが、それにも間に合いますがどうでしょうか。工事のいつやるかというのは設定できないものでしょうかね。

併せてですけど、特別教室も補助対象になるということでしたので、特別教室のエアコン設置はどういうふうになるでしょうか。

普通教室で勉強しててですね、1時間目普通教室、2時間目が特別教室で暑いとこだってということになりますと、子どもたちにとってもほんとに暑さがよけい身にしみて大変じゃないかなと思うんですが。

特別教室へのエアコン設置についても答弁をお願いします。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

早期の着工と完成につきましては、先日の回答と重複致しますので、すいません、同じようなことを言うかと思いますが。

議員のご質問の、各小学校の空調設備工事の実施につきましては、早期実施を目指しましてこの12月の議会で補正予算を提案を致しておりますので、それがご承認され次第、早急に実施設計管理委託契約を締結致しまして、年度内に整備工事の請負契約書を締結致しまして、遅くとも来年夏までには利用できるように取り組みたいと思います。

それで、その春休みということですが、議員ご指摘のとおり、ほんとに春休みなど長期休暇の中で実施が一番適当であると私も思います。そのようになるように、できるだけ早くしたいと思っております。

そのためにも学校現場と協議致しまして、実施に向けて検討したいというふうに考えております。

あとそれから、特別教室の関係ですが、特別教室の関係につきましては、このブロック塀・空調設備対応臨時特例交付金につきましては1年限りということですが、従来の学校施設環境改善交付金事業というものは継続されます。ですので、ありますのでやる事ができるわけです。

で、一施設当たりの下限が400万円ということで、小規模な所にはちょっと不利なところがあるかもしれませんが、先ほど申しましたように各施設の長寿命化計画を策定を致しまして、空調だけの事業を単発で行うんじゃなくて、ほかの改善事業と総合的に実施することによりまして補助対象事業とするなど、そういう工夫を致しまして合理的かつ効果的な学校施設の整備を行っていきたいというふうに考えてます。

その中で、特別教室についても検討をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

できるだけ春休みにできるように努めていただくということでしたので、お願いしたいと思います。

特別教室も検討するというので、はっきりじゃないですけど進めていただけたと思いますので、よろしく
お願い致します。

もう一点ですね、文科省は教室の望ましい温度まで設置しているそうです。で、それが 54 年ぶりに、この温
度改定があったと言っておりますが、最高温度は今まで何度だったのが何度になるのか。

お願いします。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

直接私どもに通知が来た記憶はないのでございますけれども、報道で知った限りでは、これまで 32 度という
ふうに言われたものが 28 度というふうに文科省は改定をしたというふうに関及しております。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

失礼しました。私も報道関係で知ったんですけど、自治体にはとっくに通知が来てるもんかなと思ってたん
です。

それと同時にですね、この温度までお上が設定するのかという点では、そこまで管理されてるもんだなと思
って驚いたことでした。まあ 28 度になったということです。大変暑いのですのでね、30 度ですと。ありがとう
ございます。

それでは、カッコ 3 に移ります。

9 月議会でも質問しましたが、指定避難所でもある体育館へのエアコン設置も大変急がれるのではないでし
ょうか。

今年の西日本豪雨災害でも、大変暑い中、不快指数が高い中、体育館へ避難された方々が大勢おりました。
豪雨、土砂災害は台風との関係もあって、暑い時期によって発生する確率が高いと思います。命からがら避難
してこられた中には、家を失い、家族の安否も気に掛かる人もいるかもしれませんし、それぞれの状況を抱え
た被災者にとって体育館の暑さは、さらに体調に影響を及ぼしかねません。

どんな災害がいつ来るかは分からないのですが、私たちはさまざまな状況の中で避難をすることになります。
体育館へのエアコン設置については、これも 9 月議会でも質問をして、財源が大変だと。財源を伴ってますし、
まだ県下でも設置ではないと。だから難しいという答弁をいただいております。確かにこの体育館へのエア
コン設置は全国的にも、2017 年の 4 月時点ですけど、1.2 パーセントと進んでおりません。

9 月議会では、埼玉県朝霞市の設置した事例を紹介しましたが、ここでは財政規模はうちと全然違いますの
で一概に比較はできませんが、先進例の一つとして紹介させていただきました。

黒潮町でも、今回の国の補正予算がどういうふうな形で私は活用できるものかはよく分かりませんが、
有利なものがあるのであれば、文科省の交付金のほかに総務省の緊急防災・減災事業債などでも整備ができる、
そのような方法は取れないかなと思って再度質問を挙げさせていただきました。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは宮地議員の一般質問1、ブロック塀・エアコン設置の促進について、カッコ3、指定避難所でもある体育館へのエアコン設置は総務省の緊急防災・減災事業債でも整備できるのではないかと。再考を求めるがどうか、のご質問にお答えしたいと思います。

避難所の中には学校の体育館等があり、環境については避難所運営マニュアルを作成した避難所への備品の配置や施設の改修を、それぞれの避難所を利用される方の意見を集約し整備をしているところでございますが、避難した際の状況は十分に整っている形とはなっていません。夏場の対応としても、大型扇風機等の配備はあるものの、暑さ対策が万全といった状況ではありません。

議員ご質問のように緊急防災・減災事業債では、学校施設の特別教室に対しまして、長期間の避難所スペースとしての活用が見込まれる場合には対象となる可能性があるとされております。

しかしながら、体育館への設置はエアコン設置費用及び空調がフロアに有効に機能するためには施設の改修も必要となり、多額の費用が想定されます。

緊急防災・減災事業債に対しましては3割の一般財源が必要であり、その後のランニングコストについても町単独での費用負担を要することになります。平時の利用がなく災害時のみの利用にかんしての整備は、現状では困難と考えております。

災害時の体育館への暑さ対策にかんしましては、大型の冷風装置にかんしての整備、被災地のレンタル等による対応を検討していきたいと考えております。

また、暑さに対して体力の弱られた避難者に対しましては、運営マニュアルの検証等により今後整備されていくエアコンの設置された教室の利用にかんして、教育委員会とも協議をしながら検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

まあ大体予想されてた答弁で、そう簡単にできますよということにはならないとは思いましたが。

これ、有事のときだけで平時のときの利用がない場合は余計コストが掛かるというような答弁だったと思うんですけど、終業式だとかいろいろ平時にも体育館の。体育のときにどういうふうにするか分かりませんが、利用は全然ないとは限らないと思うんですよ。ですから今後、検討課題としてはですね、やっぱりこれからは進んでいくんじゃないかなと思うんです。

それで、こちらが30パーセントの支払いですけども、これ今回出てるのは2020年度までだということでしたよね、今回出るのがね。そういうふうに見たら、私は早くしなきゃいけないのかなと思って挙げたんですけども、まあ今のところは困難ですので、また検討課題としてぜひ挙げていただきたいと思います。

これで1番の質問を終わります。

2番ですね。部落差別解消の推進法について伺います。

最初にですね、カッコ1ですが。

通告書には、この法律についてと、実態調査についてと、9月の答弁についても伺うとありますが、まずカッコ1番にはこの法律についてを伺いたいと思います。

この法律は2016年、平成28年ですけど12月に成立し、2017年にも質問に取り上げました。そのときには、

資料として法律と、それに付け加えられました附帯決議を皆さまにもお配りしましたが、今回はそれらは省いております。資料がないとちょっと分かりづらいかも分かりませんが、今回は用意しておりません。

私は、同和問題については住民の声を代表して、女性泊まり合い、今では泊まり合いですけども。を議会で質問して以来、何度も質問を繰り返しています。

その根底にあるのは一貫して、同じ住民同士を線引きしてはいけない。同じ住民の間に垣根を作らないこと。それこそが差別をなくする手だてとの、これは住民の声でもありますが、最初からその考えに基づいています。

ご存じのように、世界にはいろんな人がいます。思想信条の違い、人種や出自、文化や伝統。小さく言いますと、職業や学歴や育った環境等々、それぞれの状況でそれぞれの違いがあって当然です。これらの多様な生き方を認め合い、尊重し合い、自分らしく生きていけるのが民主主義の世の中だと思います。最近では、性的マイノリティーの方々の生き方も公に認められつつある世の中になってきています。お互いの違いを認め合い、尊重し合うことは、日本国憲法に認められている基本的人権として保障されています。

しかし、同和問題は、男女の違いとか人種の違いなどのように生まれながらにして持っている違いでお互いの違いを認め合う、そういう中で解決していくような問題ではありません。同和問題は歴史的な産物で、時の権力者によってつくり上げられた、同じ日本国民をわざわざ線引きし、区別し、差別した、古い時代の身分制度の残像です。人として生まれながらに持っている違いではないのです。

戦後の平和憲法では国民主権であり、基本的人権が認められており、時代とともに解決される課題です。ですから、行政が、差別がある差別があると、部落差別という歴史的に終えたものをいつまでも特別に扱うことがあるとしたら、それはかえって住民同士を線引きすることになるのではないのでしょうか。

最初のカッコ1について質問をしますが、部落差別解消の推進に関する法律をどうとらえているかをお伺いします。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

それでは宮地議員ご質問の、部落差別解消推進法についての1番目のご質問、この法律について何うにつきまして、報告書に基づきましてお答えをさせていただきたいと思えます。

議員ご指摘のとおり、平成28年12月16日に部落差別の解消の推進に関する法律が、公布、施行されました。

この法律は、第1条で現在もなお部落差別が存在すると明記し、日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下に、これを解消することが重要な課題であるとした上で、部落差別の解消に関し基本理念を定め、ならびに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とするとしております。

従いまして、これまでと同様に、今後もこの法律の目的に沿って部落差別の解消に向け、黒潮町人権尊重のまちづくり条例に基づき、人権啓発を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

2003年ですけど、2003年に同和対策事業及び地域改善対策事業に係る特別措置法、以後、特別措置法ということに、それだけで言わせていただきますが。特別措置法は終了しています。この特別措置法が終わりました

ので、同和対策は一般行政へとすべてが移行するということが国で決まりました。

一般行政に移行するということは、行政上、同和地区はなくなったということです。同和地区というものを設ける必要もないし、もしあるとしたら、なくさなくてはいけないわけです。行政上、同和地区がなくなるといことは、今では使われておりませんが、地区外の人とか地区の人とか、そういうふうに住民を区別することはありません。つまり、住民の間に線引きをしないということですが、この点については以前、町民館について質問したときに当時の課長に確認をしています。

今回の法律が通ったことで、特別措置法が終了して一般行政に移行するという政府の決定は無効となったでしょうか。

この点をお尋ねします。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

宮地議員の再質問にお答えを致します。

平成14年3月31日をもって、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律、いわゆる地対財特法が失効したことに伴いまして、特別対策としての同和対策事業が一般対策に切り替わりました。

同和対策事業や地域改善対策事業などの特別措置法は終了しておりますので、部落差別解消推進法の制定によって、特別措置法の終了が無効になったということは考えておりません。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

特別措置法が終了して、同和行政はすべて一般行政へ移行するという点では、今の答弁をお聞きしまして、行政も国の方向を酌んで町の行政で実施しているわけですね。

同和行政は一般行政に移行してますので、行政用語としては同和行政という言葉はありません。行政が住民を区別しないことがとても大事なことです。住民の間に行政が線引きをしないことは今後も引き継がれていること。このことは言えば当たり前のことですが、常識として行われているわけです。

今の答弁の確認ですが、特別措置法が終了して同和行政はすべて一般行政へ移行してる。これでよろしいですか。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

宮地議員の再質問にお答え致します。

今、議員の言われましたとおり、一般対策、一般行政に切り替わっているということでございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

もう一点確認ですが、大事な点ですのでお聞きしますけど。

行政は、住民を区別するとか線引きをするということはありませんね。

どうでしょうか。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

宮地議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

行政と致しまして、地区、地区外というような線引きは致しておりません。

地区や地域を線引きするといったことにつきましてははですね、法の施行に伴いましてこれまでも行っておりませんし、これからも行うことはないというように思っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

それでは、カッコ 2 番に移ります。

この法律には附帯決議が付いております。この附帯決議は自民党が中心になって起草した決議だそうですが、わざわざ付け加えられたということには意味がある方だと思います。

そして大事だから付け加えられたと思うんですが、この附帯決議をどうとらえるかをお伺いします。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

それでは宮地議員ご質問の、部落差別解消推進法についての 2 番目のご質問、この法の附帯決議をどう捉えるかにつきまして、通告書に基づきましてお答えをさせていただきます。

部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議につきましては、衆議院法務委員会と参議院法務委員会が附帯決議をしております。

このうち参議院法務委員会の附帯決議につきましては、参議院法務委員会会議録によりますと、平成 28 年 12 月 8 日開会の法務委員会において、部落差別の解消の推進に関する法律案を議題として質疑、討論が行われた後、採決され、多数をもって原案どおり可決されております。

その後、法務委員会理事から発言があり、部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議案が提出され、採決の結果、賛成多数で法務委員会の決議とすることに決定されたところでございます。

そして、その決議の後、法務大臣が発言を求め、ただ今可決されました部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処をしまいたいと存じます、と述べております。

この附帯決議では、国及び地方公共団体は、次の事項について格段の配慮をすべきであるとした上で、その 2 番目に、教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮することとされております。

町と致しましても、附帯決議を尊重し、適切に対処をしまいたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

今の答弁で、附帯決議を町としても尊重して、適切に対処するとありました。

では、確認ですけどこれも。

附帯決議は、法律と一体のものとして理解してもよろしいですか。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

宮地議員の再質問にお答え致します。

附帯決議につきましては法律に付随しているものでございますので、法律と一体的な決議だというように理解しております。

附帯決議の趣旨を踏まえ、新たな差別を生むことがないように取り組んでまいりたいというように考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

この附帯決議がなぜ付け加えられたのか。これがとても大事な点だと思います。

この附帯決議は、法律が一人歩きしないこと、また、恣意（しい）的な運用はしないこと、それを求めているんだと思います。それは過去、いろいろさまざまにあった教訓から付け加えられたものではないかと思いますが。

そのことが2つの縛りとして文章に盛り込まれています。

1つ目の縛りは、附帯決議を読みますと、今、課長が言われたことですけど。

文章では、部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、この次ですけど、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動と部落差別の解消を阻害してた要因を踏まえ、これに対する対策を講じることも併せて総合的に施策を実施すると。これが1つ目の大事な縛りです。

2つ目の縛りですね、課長が答弁で言われたのは。

2つ目の縛りですが、これも文章を読みますと、教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮することとあります。

今読みました、過去の民間団体の行き過ぎた言動と部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、ということ、新たな差別を生むことがないように留意しつつ、この2つの縛りがあることをしっかり受け止めることが大変重要だと思います。附帯決議の真髓を、今後も行政はしっかりと認識していただけるものと思います。

カッコ3番にいきます。

通告書では、実態調査を行うのかという内容と、町民館と一緒にやるのかという2つの内容を聞いていますので、一点ずつ分けてお聞きしたいと思います。

まず、この法律ですが、特徴といいますか主な柱が2つあると思います。

その1つは、第3条から6条までの条文ですが、法律の主語が国はとなっております。この法律は、国が何をしなければならないのか、国として何をするのか、そういう旨としていることです。

では、地方公共団体はどうかといいますと、条文の2項にあります、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じた施策を講ずるように努めるとあります。

第6条の部落差別の実態に係る調査でも、国は部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て部落差別の実態に係る調査を行うものとするとしてあり、法律の主語は国です。主語が国ですので、地方公共団体が独自に施策を行うことにはなっておりません。繰り返しますが、町が独自で何かを行うということにはなっておりません。あくまで国に基づいて行うことになってる内容ですね。それが大きな特徴の1つ目です。

2つ目はですね、この法律はあくまで理念法であるということです。理念法であるということは、以前の特別措置法のような実行法ではないということです。実行法ではないので、財源を伴っておりません。以前の特措法は地域を特定して、道路を直すとか、住宅を改善するとか、運転免許も無料で取れる等々、さまざまな項目に予算をつけて実行する法律でしたが、今回の法は違います。

ちなみに、特措法は時限立法にもかかわらず延長して33年間続いて、16兆円の税金が投入されています。

繰り返しますが、この法律は理念法であって、財源を伴う実行法ではないというのが2点目の特徴です。

この法律では、地方自治体が独自で実態調査をすることになってないわけですが、9月議会では調査を行うようにも取れる答弁があったように思うんですが、実態調査を町独自で行うのでしょうか。

お聞きします。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

それでは宮地議員ご質問の、部落差別解消推進法についての3番目のご質問、実態調査と9月議会の答弁について、通告書に基づきましてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、9月議会での答弁につきましては、今年度から住宅の建て替えの件で、住宅の担当が地域の中に入って地域の人たちの意見を聞くという取り組みもあると思うが、そのときに、住宅の担当と一緒に町民館の職員も回って、地域の実態、地域が抱えている問題、そういうことを聞き取り調査ができないかと。そういう趣旨の再質問に対しまして、肯定した答弁を行ったと記憶しているところでございます。

部落差別の解消の推進に関する法律第6条では、国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとするとして規定がされております。

今後、国から何らかの協力を求められた場合、協力しなければならないと考えておりますが、部落差別解消推進法第6条の調査はあくまでも国が行うものでございますので、町が主体となって調査することはございません。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

今の答弁で納得致しました。

何回も言いますが、特措法が終了して一般行政にこれを移行しておりますので、特定の地域、いわゆる旧被差別部落は制度上なくなっておりますよね。その上で、部落差別の実態に係る調査をもしやるとしたらですね、地域や人を限定したのになってしまいます。

国は、附帯決議にもあるように、この法律が新たな差別を生むことがないようにと念を押していますから、

それらに反することになると思います。まあ、町独自の実態調査はないということでしたし、国もそういう点では、新たな差別を生むという懸念がありますので、なかなか実態調査には踏み切れないわけです。踏み切らないと思います。

それでもう一つですね、2つに分けて聞いてますから、その今の実態調査はいいですが。

9月議会で町民館の職員と一緒に調査を進めるということは、すいません、今ちょっと答弁があったように思うんですが、もう一度、どういうことなんでしょうか。

お聞かせください。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

それでは、宮地議員の再質問にお答えを致します。

先ほども答弁をさせていただきましたので、ちょっと重複するかと思いますがご理解をいただきたいと思えます。

9月議会での答弁につきましては、部落差別解消推進法第6条に規定する実態調査の質問に対し、国から調査を行う通知はない旨の答弁をした後に、関連する質問として住宅の建て替えに関する再質問が行われ、肯定した答弁をしたというように記憶をしております。

従いまして、部落差別の解消の推進に関する法律第6条に規定する実態調査の質問ではなかったというように理解をしているところでございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

それではですね、町民館の職員と一緒に回るということは、住宅についてというお話がありましたが、その点をもうちょっと詳しく教えてもらえますか。

どういふふうにするんですか。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

宮地議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

今年度から、住宅の建て替えの関係ですね、住宅の担当が地域の方で説明会をしたりとかいろんなことをするという事になってございます。

そうした住宅の担当の動きに町民館も一緒に付いていってですね、いろいろとご意見を伺うと。そういうように理解をしているところでございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

少しこの法律の内容とはかけ離れますが、今、住宅の話が出ましたので、まちづくり課長にちょっとお伺いしますけど。

今回ですね、役場の上の方に町営住宅ができることになって、住民の中では大変それを心待ちにしてる方がおられます。それはですね、今、万行にある一番津波の危険性がある所があそこの建て替えというふうの説明、それもあって建て替えというふうに出ましたけども、これは町民全体を対象とした住宅ではないかなと思うんですが。もちろん今住んでる方が亡くなれば、壊すかどうか分かりませんが、その住んでるところがなくなる方は優先的に上がらなきゃいけないけども。その人たちがほっこり移るといような住宅なのか、町民全体の町営住宅なのか。

そのへんも、住民の方では分かりませんのでお願いします。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

現在進めております町営住宅の建て替えにおきましては、浜の住宅の方にあります万行第1、第2団地の建て替えに向けて、今進めているところです。

本年度予算を計上させていただき、建物の設計等に入っているところです。

来年度以降、隣の土地につきまして造成、そして建て替えを行い、平成で言いますと33年度中に建設を終了し、万行第1、第2団地に入居されている方を、この新しい団地の方へ新しく変わっていただくということが基本でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

答弁漏れですけども。

町民全体を対象としている住宅ですがどうですかというふうにお聞きしたんですが、どうでしょうか。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

失礼致しました。

基本は、万行第1、第2団地に住まわれている方が入居するようになります。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

確かに、今ある住宅がなくなればそうですが。

いいですか、町民全体を対象としているんですか、いないんですか。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

現在のところは町民全体ではなく、万行第1、第2団地の入居者への住宅というふうを考えております。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

はい、分かりました。

これは通告書とは少し外れますので、そのへんに置いておきます。

今回のこの法律ですね、部落差別解消の推進法についてですが、この法律が通ったことですね、今回の法律が歴史を後戻りさすような、そういう推進するようなものであったら、それは住民にとっては悲劇だと思います。

特措法が終了して16年ぐらいたちますが、社会問題としての部落問題は基本的に解決したと言える到達点にあると言うべきではないでしょうか。分け隔てなく、等しく、住民として生活している人たちの間に特別扱いを復活させれば、逆に旧同和地区の人、そうではない人という、そういうような新たな壁、新たな差別を生み出します。どんな時代になっても、差別者が一人もいなくなるという社会の実現は難しいと思います。

しかし、差別は民主主義が発展するとともに解消の方向に向かっていきます。

身近な例を取り上げても、昔は職業で差別がありました。今は職業に基線はないという考え方が常識ですし、男女差別もまだまだ問題は山積しておりますけども、男女差別はいけないと、そういう考え方も常識としてあります。

何百年も続いてきた人々の考えは、徐々にしか変化はしないと思います。解消には時間がかかります。部落差別もおんなじだと思います。部落差別は、差別的な言動をする人が出てきても、周りの人々が、それはおかしいんじゃないのとか、そんな考えは間違ってるよと指摘して、差別的な言動が受け入れられない社会になったとき、同和問題は解決したと言えるのではないのでしょうか。そして、そういう社会はそう遠くない日にやってくると私は信じております。

ということで、2番目の質問を終わります。

3番目のデマンドバスに移ります。

3番の質問です。私たちは、できることなら住み慣れた地域で最後まで住み続けたいと願っております。そのためには課題が多岐にわたって、年齢とともにその課題が加算されていくような気がします。

黒潮町では、健康の問題や福祉施策の充実による住民サービスの拡充は、現在はかなり力を入れてくれて、まあ時代の後押しもありますけども、10年ぐらい前と比較しますと相当進んできていると思います。

その福祉施策の中では、交通弱者への対策も大きな課題です。病院へ通う、買い物をする。最低この2点が確保できないと、住み慣れた地域で最後まで住み続けることはかなり困難です。

デマンドバスについての質問は平成28年から、2016年ですが、そのときから行い、今回で3回目になります。

平成28年の9月議会で、デマンドバスの現状とその後の方向性についてと質問をしたときに、町長より、平成31年度までには全町にデマンドバスを拡充する、との大変前向きな答弁をいただいております。デマンドバスの必要性について、町長も大変重要課題の一つに考えてくれてるなと思ひまして、住民にとってはありがたい方向だと感じたことでした。

その後、昨年12月議会での質問では、庁舎が高台へと移転するというに伴いまして新庁舎へのアクセスも課題となり、その点を含めた質問もし、答弁がありました。

当初の計画では、田の口や入野地域、また鞭方面も網羅しながら庁舎も通ると。そういうデマンドバスの構想があって、そのときには、バスを待つ時間が大変なので、デマンドバス利用者がバスを待つ時間ですね。大変なので、そういう住民の声を聞いて、現在完成しましたあつたかふれあいセンター、にしきの広場ですが。住民には錦野にある、よりあいと言った方がなじみがあると思いますが。そこにバスの待合所を造って、ここでデマンドバスを待っていただければ、テレビもあるし、寒い日、暑い日、雨の日等々、そんなときでも心配

なくデマンドバスが利用できる、そういう構想がありました。

しかし、町としてそんな思いや計画はあっても、それを満たす条件が整わないとのことで、現在では、入野駅から庁舎を結ぶ無料のシャトルバスが運行されています。デマンドバスの運行を心待ちにしている住民も多く、バスはどうなってるのと、そういう質問もよく受けます。

まずは、今の全体的な現状をお尋ねします。

議長（山崎正男君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは宮地議員の一般質問の3、デマンドバスについてのカッコ1、現状はどこまで進んでいるかにつきまして、通告書に基づきお答えを致します。

公共交通は、ご自身で移動手段を持たない方にとりまして必要不可欠な移動手段であり、将来にわたりその確保、維持を行うためには、公共交通網の再編が必要となっております。

そのため、黒潮町地域公共交通総合連携計画を策定し、その計画に基づき再編を進めております。主には現在の路線バスから、北郷、加持エリアのような定時型区域運行、いわゆるデマンドバスへと運行方法を見直すことで利便性の向上を図り、利用者数の増加を目的としているところでございます。

今年度につきましては、佐賀の対岸町道を走る川奥佐賀かしま荘線の路線延長によりまず佐賀市街地コースの導入や、かきせ地域のエリアデマンドバスの導入、そして入野市街地の循環型路線バスの導入を事業計画とし、進めているところでございます。

それぞれの進捗状況ですけれども、まず、川奥佐賀かしま荘線の路線延長による佐賀市街地コースにつきましては、関係機関との調整が整い、現在、高知運輸支局へ認可申請を提出している状況でございます。

次に、かきせ地区のエリアデマンドバスにつきましては、現在、運行区域や運行ダイヤなどの最終案を地域と協議している段階でございます。協議が整い次第、高知運輸支局に認可申請を行うこととしております。

最後に、入野市街地の循環型路線バスについてですけれども、運転手の確保ができず、運行の調整ができていない状況でございます。

各公共交通事業者におきましても運転手の確保に努めていただいておりますが、厳しい状況が続いております。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

今、3点について説明がありました。

ちょっと、佐賀ルートは認可申請をしているので、では、いつごろじゃあ走るようになってどうなるのかなという点のはっきり分からなかったのと。

まず、佐賀ルートについてお聞きしましょうか。

もう少し具体的にですね、じゃあもう何月ぐらいから走る予定とかですね、何か分かっている範囲がありましたらお願いします。

議長（山崎正男君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

宮地議員の再質問にお答え致します。

まず、川奥佐賀かしま荘線の路線延長による佐賀市街地交通につきましては、先ほどと重複する部分もございますけれども、現在、関係機関との調整が整いまして、高知運輸支局へ認可申請を提出している状況でございます。

この路線延長の認可は、来年の1月下旬にはいただける見込みとなっております、認可が下り次第、運行開始となる予定でございます。

先ほど説明した中で、次に、かきせ地域のエリアデマンドバスにつきましては、現在、運行区域や運行ダイヤなどの最終案を地域と協議している段階でございます、協議が整い次第、高知運輸支局に認可申請を行うこととなります。

認可がいただければ、実証運行を行うことが可能となります。現状の見込みでは、来年の3月までには実証運行の開始ができるというふうに想定をしております。

最後に、入野市街地の循環型路線バスにつきましては、運行の確保ができませんので、運行の調整が今できない状況でございますので、今後も各公共交通事業所におきまして運転手の確保に努めていただいております。しかしながら、厳しい状況がなかなか解消されません。

しかしながら、市街地交通は交通網の基幹となりますので、引き続き運転手の確保に努め、早期導入を目指したいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

大変丁寧な説明で、ありがとうございます。

私は3つをずっと言われてですね、分かりづらいので一つずつ聞いていきたいなと思ったんですけど。

佐賀の方はですね、来年の1月下旬ということは来年度じゃなくともう来年、31年度の1月下旬からもう運行するという事ですね。ありがたいことです。

それから、蛸瀬川ルートといいますと、私は馬荷田のルートというふうに自分の頭で思っておりましたが。

これについてもうちちょっとお聞きしますが、来年の3月ごろまでにはできるというお話でしたが。これですね、現在、北郷の方では走っておりますが、北郷コースと大体おなじようになるのか、もう少し具体的に聞いていきたいんですけど。

最初にですね、現在走っている北郷コースはどういうような条件で、例えば週何日走ってるとか、予約制だったと思うんですが、そんなようなありますか。

そういうことを少し詳しく教えていただけますか。

議長（山崎正男君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

再質問の方にお答え致します。

まず、現在、デマンドバスが運行しております北郷加持エリアの方で説明をさせていただきます。

この北郷加持エリアにおきましては、起終点の大井川から順に、大屋敷、本谷、加持本村、田村、小川の6集落を対象地域としまして、到着地の土佐入野駅やサンシャインスーパー、大方クリニックなど、入野市街地へと週3日、一日5往復、10便となりますが運行をしております。

路線バスのように出発時刻が決まっておりますが、予約制となっておりますので、当日の予約状況によって運行するルートが異なることもございます。路線バスとハイヤーの中間のようなイメージということになるかと思えます。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

もうちょっと詳しくお聞きしますけども。

料金が幾らかなというものですね、予約制ということでしたので。

バスがですね、バス停みたいなどころがあって、そこまで行くのかどうかという点もお聞きしたいんですが、どうでしょうか。

議長（山崎正男君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

再質問にお答え致します。

利用方法になるかと思えますけれども、まず、利用方法につきましては、利用を開始したい場合は運行しているバス事業者か黒潮町役場の企画調整室の方にご連絡をいただきまして、利用者登録を行っていただくようになります。

この際に、利用者の方の住居をお聞きしまして、利用者の方と相談して、住居が一番近くて車両が進入できる場所を走行場所として決定致します。

利用登録の方は以上となりますが、その後、黒潮町よりバス事業者の方へ新規利用者の登録の連絡を行いまして、バス事業者に乗降場所の確認を再度現地でもらいます。特に問題がなければ、それで登録が完了となります。

ただ、この登録につきましては必須ではございません。登録をしなくても利用はできますが、乗降場所などを都度都度伝える必要がございますので、登録の方を町としては推奨しております。

次に、利用する際に当たりまして予約が必要となりますので。この予約につきましては、事前に登録をしていただいておりますのでバス事業所に連絡すれば、お名前とそれから利用したい便、それから行き先を伝えていただければ、バス業者よりおおよそのバスの到着時間を利用者の方にお知らせ致します。

帰りの便につきましては、バス乗車時に運転手に伝えていただければ、何時に、どこに迎えに行くのかを本人にお伝えすることとなります。

この予約ですけれども、受付時間の方が決まっております、始発便につきましては前日の 18 時までとなっております。また、それ以外のバスにつきましては、出発便の 2 時間前までにとお願いしております。

これにつきましても予約をしなくてもですね、バスが通り掛かった際に席が空いておれば利用は可能です。しかし、乗車が一杯であったり、予約によって通るルートが少し変わりますので、できれば確実に乗車する場合にはご予約をお願いしたいというふうに考えております。

また、このデマンドバスの運賃につきましては、実証ということもございまして、現在 100 円で運行しております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

大変きめ細かく工夫されてるんじゃないかなと思います。

というのはですね、幡多地域でほかの自治体ですけども、そこの方にお聞きしたんですけど。そこの方は、そういう予約制かどうか分かりませんが、決まりきったバス停の所でないとバスが止まってくれない。行きはいいんだけど帰りは買い物しますので、大抵荷物がたくさんだったり重かったり、それが大変なのと。それから、雨の日なんかは特に重い荷物を持って、大変だということをお聞きしたんです。

黒潮町の場合は、止まる所を登録さえしておけば、自分の家の近く、または自分の家の前に止まってくれるという点では、それぞれの方のどこへ止まってくれる。大変ありがたいことだと思います。しかも料金は 100 円ということで、それは住民が待ちますよね。それから、利用者が誰もいないときはそこを走らないでルート変更もあるということですので、それは大変ありがたいと思います。

そしたら、その蛸瀬川ルートでしたか、そのルートも大体この北郷のような方法で実施されるのでしょうか。

議長（山崎正男君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

再質問にお答え致します。

デマンドバスを導入するに当たりましては、今のような方法で基本的にはいきます。

ただ、降乗場所等々につきましては地域の実情も踏まえながら、協業した上で決めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

住民説明会もその蛸瀬川ルートでやってると思いますが、大変ありがたいことだと思います。

もう一つですね、入野駅から庁舎へ行くそのシャトルバスですけども、シャトルバスの件について2つ聞きますけど。

最初にはですね、私が最初に説明を受けたとき、前の質問のときには入野地域をずっと網羅してくるということでしたけど。それは、先ほどの説明では運転手不足でどうのこうのと言っておりましたが、その点をもう一回説明してほしいのと。

そのシャトルバスについては、じゃあそれに伴ってですね、今走ってる入野駅から庁舎へ来ると。それはそのまま運行が続くのでしょうか。

もう一度すみません、お願いします。

議長（山崎正男君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは、再質問の方にお答え致します。

入野市街地交通のことですけれども、これにつきましては入野の市街地をそれぞれ公共交通として運行することになります。運転手の確保ができずに運行の調整ができない状況でございます。

先ほども申し上げましたが、この運転手につきましては各事業所におきましても運転手の確保に努めていただいておりますけれども、なかなか見つからないという現状でございます。

次に、シャトルバスの方ですけれども、今現在、シャトルバスの方は入野駅から庁舎までの間を一日7便運行しております。これにつきましては、今回補正の方で3月までの予算を挙げらしていただきましたが、来年4月からということになりますと、先ほど言いましたシャトルバス以外の公共交通で入野市街地交通の方を導入したいというふうに考えておりますので、ただ、その時期が決まっていない状況でございます。

また、一般国道大方改良の開通後の路線経路につきましても今現在検討中でございますので、そういった状況の中から今後の状況を考慮しながら、平成31年の4月からのシャトルバス運行につきましては検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

入野は市街地のコースをずっと走らす予定だけでも、運転手がなかなか調整つかないということですので、取りあえず3月まではシャトルバスの運転手さんの賃金が挙がっていると。補正が挙がっているということでしたよね。それで、4月以降になってみてまたどういうふうにするか検討する、ということで理解致しました。

それで、そのシャトルバスでもいいんですけども、これは市街地コースとやっぱ関係しますかね。以前に言いましたけど、入野駅まで歩いていくのが大変と。浜の宮でもそうなんですよ。近いようですけど、浜の宮の人、新町の人、万行の人がですね、入野駅まで歩くがやったら誰かにもう庁舎へ乗せてもらう方が早いと。そこまで歩くのが大変ながで何とかならないかと、私は声をお聞きするんですけど。これもやっぱり市街地交通がならないと、そのシャトルバスを伸ばすということもできないでしょうし、またご努力が大変でしょうがお願いしたいと思います。

それではですね、カッコ2にいけます。

現状では、今お聞きしますと全体の運行開始っていうのは、当初の計画より少々の遅れがどうしてもありますよね。それは町も一生懸命努力してるし頑張ってるし、業者の方にも言ってるけども、運転手がないというお話でした。

デマンドバスの需要というのね、想像以上に私は進んでると考えます。というのはですね、高齢化が一段と進んでおりますので、一人世帯の高齢者の方も増えておりますから。その一方がですね、子どもが近くにおるけん連れてってくれと頼むんだそうですけども、普段は昼間仕事してるし、そうそうは頼みにくいと。ほんで、買い物や病院も行きたいけど、行きたいときになかなか行けない。いろんな条件が子どもにもあるので、できる限り自分のことは自分でやりたいと、そういうお話でした。だから、デマンドバスが走ってくればありがたいということでお聞きします。

そして、北郷地域で実際利用してる方も、にこ市によく止まりますから、買い物に來られて。どうですかってお話聞くんですけど、もうデマンドバスができてね、よいよ助かってると。便利でありたいというお話をどなたもされます。で、そういう声をですね、当然ほかの地域の方に、いや、うちはデマンドが走りようけんえ便利なよ、というふうに話されるんだと思います。北郷地域、ほかの地域の町民の方々にデマンドバスの利便性というか、それは広がってっております。だから町民の間でデマンドバスの認知度が、私はもう最初のころから比べたら数段上がってると思うんですよ。

それで、なかなかこれが難しいでしょうけど、そのカッコの2番ですから今後どうなるかということでの

で。

町民の皆さんはですね、自分の地域にはいつ来てくれるろうかと。来るんだろうか、来ないんだろうかというをよく聞かれますので。計画どおりにはなかなか進まない現状ですけども、今後の方向は町としてはどういうふうを考えてるのかお尋ねします。

議長（山崎正男君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは宮地議員の一般質問の3、デマンドバスについてのカッコ2、今後の方向性はどうかにつきまして、通告書に基づきお答えを致します。

先ほどの答弁と重複する部分もございますが、公共交通はご自身で移動手段を持たない方にとりまして必要不可欠な移動手段であり、将来にわたりその確保、維持を行っていく必要がございます。公共交通網の基幹となります市街地交通の導入、枝線を使って走る路線運行から区域運行、いわゆるデマンドバスへの見直し等を引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

具体的には、今、滞っております入野市街地交通の導入、そして湊川、鞭エリア及び蜷川、有井川エリアのエリアデマンドバスの導入の取り組みを推進していくこととしております。

さらには、佐賀地域の鈴、中ノ川、熊野浦エリアにつきましても、スクール便の状況によりましてはエリアデマンドバスの状況を考えていく必要があると考えております。

しかしながら、先ほども申し上げましたけれども、運転手の確保が大きな課題となっておりますので、各公共交通利用者及び国や県など関係機関と連携し、効率的かつ有効な手段を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

計画はあっても、なかなか条件が整わないということで。それは、いくらここでやってください、やってください言うても難しい内容がありますが。

将来的な見通しも考えてですね、町長はどうですか。町長はこの点についてどのようにお考えですか。

最後をお願いします。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

黒潮町全体の地域公共交通の再編に向けて、平成22年度就任で、23年度から本格協議をスタート致しました。

今お示しさせていただいている、黒潮町で言いますと国道56号で、南部地区へ走っている準幹線道路以外の谷線、枝線ですね、フィーダー。こちらのデマンド化。それから市街地交通の導入。

それから、佐賀地区におきましても3ステップに分けて、まずは公共交通が入っていない地域がございました。川奥と市野々川にまず入れさせていただいた上で対岸町道路線を確定して、その後、かしま荘への路線延長。

それから、次の路線延長は佐賀の市街地。横浜を含めた佐賀の市街地を回るように路線延長致します。

その途中では運賃の低廉化の実証をやっておりまして、そうやって各ステップを踏んでやってまいりました。今お示しさせていただいているのが、いったんのゴールになると思います。ただし、社会情勢の変化がどのようになるのかというのはまだまだ予断を許さないところでして。いったんはそのゴールに向かって、黒潮町の公共交通の一時的な再編計画は終了ということになります。なお、地域の皆さんの利用状況、あるいは利用の際のご不都合、ご不便、こういったご意見を参考にさせていただきながら、より良い形の公共交通の形を模索していくというのは、自分たちが持たなければならない姿勢だと思っています。

その上で、室長からもありましたが、ちょっと言い訳になるんですけども。どうしても人不足でして、運行会社にも強くお願いをしているところですが、バスの運転手さんだけが人材不足ではなくて、もう全業態で人材不足の中で運転手さんの確保がなかなかままならないというのが現状です。

従いまして、自分たちも知り合いにちょっと声を掛けさせていただいたり、いろんな努力をしながら人材確保に努めたいと思います。

いずれにしても、先ほど室長が申し上げました、今めどが付いている所と、それからその先、湊川でありますとか蜷川の路線、それから有井川のデマンド、それから市街地交通。それから佐賀は、何とか本年度中に路線延長と低廉化で確定したいと思っています。それらをまずいったんゴールに設定させていただいて、当面はそこに到達できるように努力をしていく。これが町の公共交通に対する考え方です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

いったんゴールということでしたけども、これで終わるんじゃなくて全町に進めていきたいと。

状況はいろいろあるけども進めていきたいというふうに思ってよろしいですか。

それだけお願いします。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

当面目指すゴールは、これまでお示しさせていただいた計画です。

その先もやっぱり模索していかなければならなくてですね、できれば多様な接続ができないかなあと思っています。これからも ICT、IOT の力を借りて、あるいは住民力と公共交通がミックスできないかとかですね。

今問題になっております、例えば 56 号線を走ります幹線のバスと待ち合わせの時間、できるだけ整合性が取れるようなダイヤは作りますけれども、どうしても待合室でお待ちいただく時間等々もございます。例えば、ここでお待ちの方はどこそこにお帰りになられる方であるとかですね、そういったことは大体地域の方はお分かりになっておられるわけで。そこをで何とか多様な接続で、結果としてそのご利用される方の利便性が高まるとか、あるいはそこで副次的な効果が生まれるとかですね、そういった公共交通の再編までいくことができたなら、それは黒潮町全体が幸せになれるような、公共交通の力を借りて幸せになれるような、そういったものになれるんじゃないかと思ったり、きっとそういうことになると思います。

従いまして、いったんはゴール目指しますけれども、その先にも、少し地域の方とお話をさせていただく機会を設けさせていただければと思っています。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

いったんゴールは行き着くように言ってますけども、これからも住民のことを考えて模索していかれるということでしたので、ぜひ期待しております。

これで私の質問を終わります。

議長（山崎正男君）

これで宮地葉子君の一般質問を終わります。

この際、3時15分まで休憩します。

休 憩 14時 56分

再 開 15時 15分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、森治史君。

10番（森 治史君）

それでは私の、12月議会の一般質問に入らせていただきます。

通告書の方に沿って質問をさせていただきます。

まず、1問目、告知放送についてをお伺い致します。

住民の方から、住民への町からのお知らせは告知放送を利用して、朝、昼、夕刻とされておるように思います。

各家庭には告知端末機からと、それから各部落のスピーカーからも流れております。それで、スピーカーの近くで生活されてる方によれば、音量が非常に大きい点と、放送が始まれば、これは大体夕刻の時間帯のことを指して聞いたと思います。次から次へと連続で流れるのを音量を少し下げることができないかということと、放送時間の短縮の改善を求める声を聞いておりますが、

執行部としてその対策についてを問います。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

森議員の一般質問の1、告知放送についてのご質問につきまして、通告書に基づきお答えします。

議員がご質問されます、告知放送などのマイク放送の音量等につきましては、これまでもいろいろご意見をいただき、皆さま全員のご希望に添える運営ができていない状況にあるものと考えております。

しかしながら、町としましては、皆さまにお伝えしたいこと、またお伝えすべき内容を放送していると考えておりますため、基本的には、住民の皆さまに内容を理解していただけるような告知放送とするために、音量なども適切に設定する必要があるものと考えております。

このため、放送施設の近隣で生活している方などにつきまして、場合によっては必要以上に音量が高く、不快に感じられることも多々あり、ご辛抱をいただいていることとは存じますが、一方では聞こえないなどの苦情もあるため、ご理解をいただきたいと思っております。

ご質問の告知放送につきましては、放送時間は、黒潮町情報センター告知放送システム施設運営要綱に定められておるとおり、住民の皆さまの生活に配慮し、早朝の時間や夜間の時間帯を避けた一日に3回の時間帯でしか放送を認めないこととしておりますので、連続した放送になっているものと考えられます。

放送時間につきましては、住民の皆さまの生活が多様となる傾向もあり、皆さまにとって適切な時間帯とす

ることは、大変難しい状況になっております。

また、放送時間を2分以内とするなど、要点をまとめた効果的な放送となるよう努めており、役場が行う臨時、非常勤職員の募集につきましては、各課が個別に放送をするのではなく、1つの告知放送にまとめるなどの取り組みを行ったケースもあり、放送回数の削減に努めておりますとともに、可能な限りコンパクトで分かりやすい放送となるように努めているところでございます。

このように改善に向け努力を重ねている状況ですが、さまざまなご意見をいただくなど、放送時間や放送回数につきましては大変難しい課題となっております。

皆さまに有益で喜ばれる告知放送となりますよう、今後とも、放送内容や放送回数などにかんしまして、いただきましたご意見などを参考にしまして、適正な放送と運営となるよう努めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

告知でお知らせする以上、皆さんに聞いていただきたいと。理解できるような放送にしたいということで、音量もなかなか近くの方には非常にご迷惑掛けてますけど、離れたとこの方にもきちっと伝わるようなことで、音量調整が甚だ難しいというように受け取ります。

それと、私はもう一点ですけど、放送時間の短縮ということについてですが。

これ、特に夕刻の時間帯だと思いますけど、内容が前日と3日間か4日間ぐらい、続けて同じ内容の放送が聞こえるときがあるがです。これ、私がそういうように感じちゃうわけではないと思います。

で、そのようにやった場合に、ちょっと同じことを何度もやってくると住民の方にも、もう聞き飽きたというようなことも出てきます。そのところを。自由なことやから何回も知らせているかもしれませんが、そのへんの調整が、言えば4日あるんでしたら、一日放送したら次の日は休むとして、次の日も休んで最後の日にやるとかしたら、その同じ時間帯の中でそういう時間調整。ちょっと難しい部分はあるかもしれませんが。そういうことによって2分でも短縮できることがあれば、同じ放送を3回連続でする、3日連続でするがやったら、何か一日抜くという方法ができないだろうか。それによって時間短縮を可能にできるがじゃないかなというように。

時々聞いておりますと、うちは家の方です、田野浦の。そこで告知なんか聞いてましても、何かおんなじような内容の放送が連続で2番ぐらい流れることがあります。確かに重要なことやから、役場としては皆さんに周知したい。その考え方は理解できますけど、3日連続であるのが正しいのか、一日やって、また一日空気があって次やった方が。住民の方が、3日目になってくるとまたかということで聞き流しいいこともありますので。そのような調整によっての時間調整が図れないかと思いますが。

そのへんについてをお伺い致します。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

森議員の再質問にお答えします。

町としましては、先ほども答弁させていただきましたように、聞こえない、聞いていないなどの苦情もございいますため、なかなかすべて削減する方向に向かうことも難しいとは思いますが、可能な限り、不快な思いをされている方にも配慮した放送にしたいと考えます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

1 問目はこれで終わらせていただきます。

2 問目の方に入らせていただきます。

町道についてをお伺い致します。

元来ならば、錦野部落全体での町道の塗装が、痛んでおりますので全体の改修が必要ではないかと私は考えておりますけど、全体ということはなかなか難しいと思います。

そこで、まずは災害時避難路として一番利用される、中央保育園の前の町道、これ藩下線ですけど。これと大方高校の裏側の、これは支線になりますけど。と、大方中学校から来た所にもう1本支線があります。災害時の発生時には、保育園児とか小学校、中学校、高校、住民の重要な避難路であります。その路面は至る所で舗装が痛んでおります。穴が開いたときなんかは、行政の方から補修はしていただいております。そこは認めますけど、そういう所は意外にもろくて、すぐにまた元のような状態にもってきております。

そういう場所が多数ありますので、夜間避難とか普段の住民の生活の上からも、全面舗装かやり直しを考えるべきではないかと思いますが、執行部の方の考え方を伺い致します。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは通告書に基づきまして、森議員の2、町道についてのカッコ1、錦野部落全体の道路舗装修繕についてのご質問にお答えをします。

錦野地区の町道につきましては、20路線、約4.5キロございます。質問にあります藩下線、大方高校裏から北への2本。これは藩下線の支線であり、避難場所である児童公園までの路線延長が合わせて約1,600メートルとなります。

避難道路ではありますが、日ごろから使っていただいている生活道路でもございますので、この路線について現状の舗装の傷み具合は地区からの要望でも出されておりますし、担当として確認をしているところでございます。

しかしながら、舗装修繕につきましては全町的な課題となっており、毎年数カ所の路線において舗装修繕を行っております。

本年度においても、大方地域の中で舗装修繕個所の要望が7地区、約20路線出されておりました。すべての要望個所を確認しておりますので、地域の要望の順位、路面の状況等、担当として精査し、予算及び優先順位を見ながら対応しております。

錦野地区内の舗装修繕については、カッコ2のご質問とかかわってまいります。道路側溝の改修と併せ考える必要もあり、補助事業で計画していきたいと考えておまして、現状では来年度から実施するという事にはならず、このことは地区区長さまとも協議させていただいているところでございます。

議員ご質問のとおり、舗装する場合は現状の舗装をはぎ取り、前面打ち替えでの施工を考えております。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

実際に、錦野の今私が言ってる場所は、一番先にやった第1工事の区間でございます。

そこで私が入ったときは、ちょうど長女、2番目の娘が生まれたときで、昭和50年の4月にそこに移り住んでおります。それから数えても、子どもが43ぐらいになりますので、43年間傷んだ所はかなり。どうしても当時の舗装というのが今の舗装と違って、その当時はあの舗装で良かったがと思います。工事が。

で、道の方も、今、全面的な改修をやりたいという、行政として。という声をお聞きしました。実際に、あこどういう関係か、私が区長をさせていただいてるときから、雨が降ると、3日たっても4日たっても道路から水が吹くがです。それで、住民の方から水道でないかということで、水道課に何遍もお手数を掛けました。結果的に、水道ではなくって伏流水みたいな形で流れてくる。そういうように水をうんと含む所で、結局それで舗装も弱くなるんでしょうか、とにかく至る所で傷みます。最近はどうちょっとそのあれはなくなってきまされたけど、やっぱり雨が長い日数降ると、上からずうっと水路ができる関係でしょうか、下の方で道路の方へ水が吹いてくるというか、路面がずうっと1週間ぐらい湿ったままのところがいまだにあります。

全面的に考えてくれてるということですので、それはありがたいことです。

まず、それでしたらいつごろから掛かれる状態なのか、1つだけ。

今、全面的改修、はいで全部やり直さないかんいうことを分かっていたらいいので、あのままでは駄目だということが行政の方でもご理解いただけたと思います。やはり避難ということになりますと、いつ来るやら分からんことですので。災害はいつ、いついつ以下来ますよというわけではないので。そういうことを考えた場合に、やっぱり一日でも、一年でも早くその工事に掛かっていただくことがまずは先決ではなからうかと思っております。

今の予定でいくと、何年ぐらい先になればそのあれを、補助金とですか、そういうものでやれる見通しがあるのか。

ひとつ答弁をお願い致します。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

いつごろから実施をというご質問でございますが、事業計画等の中でも協議をしていることでございますが、舗装事業において、先ほど答弁させていただきました水路との併せての改良工事、それが社会資本整備総合交付金事業、補助事業の中でございます。その事業等、高規格道路が佐賀大方間事業化になっておりまして、その周辺整備事業の対象区域にも錦野地区が入ってまいります。それをその事業と合わせることによって、できるだけ補助事業を入れた段階での事業化、工事というふうに考えております。

そのため、周辺整備事業が入ってくることが予想されます2022年度、平成で言いますと34年度、4年後からという計画で進めていきたいと考えております。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

先ほどから側溝のことと兼ね合わせになってきようみたいですので、2番の方に移らせてもらいます。

避難道ですけど、藩下線で幅員が広い方で、藩下線ですのでこれ一番広い方ですけど6メートル。その藩下線の支線の方で4メートル。大体、概略で自分が測ったところがあります。この幅は、いわゆる側溝を含めた幅でございますので。そこでいくと、両側で30、30でも60センチは道幅が狭くなるという計算。素人計算です

ので違ってたらごめんなさい。というように計算しております。

そうすることでいくと、ものすごく道が狭くなるんですよ、思わん。特に支線の方でしたらなかなか、軽四同士のすれ違いはうまくいきますけど、ちょっと大きい車でしたら、手前の交差点のところでどちらかがよけて待つ。それは大事なことです。お互いの道に譲り合いは大事なことですけど。それから、住んでる方々が、どうしても家の前で不自由とか不便を感じることで、グレーチングなんかをかけてくれる場所があります。そういう所を利用させてもらうての行き違いをやっております。

それは側溝内のがすべて、まあ全体的にはある程度付いております。その側溝の蓋も。けど、これは行政がやった部分と住んでる方が掛けた分と、いろいろあると思います。行政にやっていただいたのは、中央保育園ができた関係で、下のスーパーよりも小学校の付近からですかね、大方高校の辺かな、グレーチングかけていただいて。それから、中学校の方向けてはきれいに側溝も直していただいた、いう経過があります。

その部落としては、避難時とか住民の生活を考慮したときに、やはり蓋があるということの方が。まあ道が広うなったら安心するけん、危険性も高いかもしれません。車の方が。いうことも起こるかもしれませんが、日常生活とか避難時のときに、過去2年ぐらい前になりますけど、保育園の子どもさんの園児の避難のときに手つないで走らせよったら、一人の子がちょっと出遅れたか何かで側溝へ落ちたということがあります。これは挙がってきておりません。その親御さんの方が、一つぐらいの傷は男の勲章じゃ言うて笑うて済ますようなご家族だったもんで、そういうことは挙がってきてないと思いますけど、現実、病院で1針か2針か知りませんが、そういう処置をしたということも聞いております。

そういうことを考えたときに、まあ夕方には皆さん懐中電灯は持って歩いておりますけど、地域の婦人の方々が3人とか4人とかで、健康のために夕方、何を話してもか知らんけどなかなかぎやかに散歩しております。そういうことも含めた場合に、やはり暗くなったときには、夏場ならいいですけど特に冬場やったら5時半、もう6時には真っ暗になりますので。そのへんから考えて、やはり側溝の蓋というものが要ると思います。

それと、実際に側溝の蓋いうよりも、ほんという側溝そのものを第1期工事の所は側溝から変えんことには、側溝が昔の側溝で、何かプレスしたような側溝で、中に針金も入っていないような。で、かなりの所が車が出入りすることによって折れちゃうとか、それから、どういうわけか知らんけど圧力が掛かった所は折れてくるとかしております。それから錦野のところで、途中ではお願いして直してくださいと役場に言うたら、これを直すんだったら大事やけんということで、型板とかそんなもん持ってきて、そこへセメン流し込んでやっております。厚みつけて。だから、途中で狭うなる水路ができております。2カ所。幅が28センチばああるはずのがやけど、途中では20センチぐらいしかないようなところが何カ所もあります。

そういうことも含めて、側溝にできる範囲で蓋が必要やと思いますんですけど。先の所と関連するということではございますけど、どのように。

もう一度、ほいたら答弁をお願い致します。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは通告書に基づきまして、森議員の2、町道についてのカッコ2、避難路の側溝に側溝蓋設置についてのご質問にお答え致します。

入野地区内の町道においては、ほとんどの個所で蓋のない側溝となっております。議員ご質問のとおり、側溝蓋の設置により道路幅員が広がり、地域住民の方々の通行の安全性が確保されるものと考えております。

現地を歩き確認する中で、設置されている側溝は場所により違いはあるものの、蓋の設置できない所もあり

ます。つまり、家の外壁と側溝がかぶさっている所や、駐車場出入口を個人で施工している所などがございます。

このような個所も含めた抜本的な改良を行うには、新たな側溝の設置で施工し直すことが有効だと考えています。

従いまして、カッコ1でのご質問でも答弁させていただきましたが、道路側溝の改良については舗装修繕と併せた補助事業での計画として対応してまいります。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

先ほどから、高規格道路が通過するとき、工事のときに対象になっておるので、その補助事業で舗装の張り替え。根本的な舗装のやり替えと、そのときに側溝等も並べてやっていきたいということです。

けど、その平成32年言いましたかね、さっきの質問で確か。私の聞き間違いじゃなかったら、平成34年か。というような答えがあったと思いますが。

現実にそれを、まあ町の方にも負担がないので、それができれば一番いい方法だと思います。

けど、現実には言われたような、平成34年ですかね32年でしたかね、ちょっと私の方が聞き間違いしちよつたらごめんなさい。ここまでで確実に、そういう役場が考えたような流れでいきますか。事業が。高規格の事業の方で、1年、2年の遅れが出た場合は、さらに2年、3年と遅れてきますよね。その内容が。

まあ言うてくれてますので、やってくれることが分かります。けど、その補助金に対応で、まあ言うたら、それがあれば役場の皆さん方の大事な税金を使わずに事業ができますので、それは一番ありがたい事業やと思います。けど、その結果によって約束がどんどんどんどん後ろ延びされても困るがですよね。実際は。これはあくまでも予定であって、予定ということは未定ということです。

もしこれができないようだったときに、町として町単でできる範囲やる考えがあるかないか。これが課長が答弁のように、まあ平成はもうなくなりますけど、34年とかいうような話だと思いますけど、これに確実にできるというものでもないと思うんですよね。高規格の方の事業がスムーズにいった場合のことではなからうかと思いますが。もしそれが遅れた場合には、やはりこの事業の舗装の抜本的なやり直しと側溝のやり直しについてはずれが生じるとは思います。確実にその、平成34年とか何とか言われたように思いますけど、そこに間に合うって必ずできるもんなんでしょうか。それはどうしても事業の進展によったら、全然ずれが出てくる、全く違う年数になるがじゃないろうかというように危惧（きぐ）しますが。

答弁をお願い致します。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

必ずできるかと言われますと、計画でございますので、それに向けて周辺整備事業、高知県との協議に今後入っていくようにしてまいります。

ただ、先ほど延長等も答弁させていただきましたが、この3路線で約1,600メートルほどの延長となりまして、事業費的に概算で出しましても約1億5,000ぐらい、この3路線で必要となってまいります。平成で言うて34年度から事業を進めたとしても、その1年のうちですべてをやり替えるというようなことにはならないと、担当レベルでは考えております。

従いまして、この事業計画の年度に向けて調整をし、できるだけその事業に見合うように対応をしていきたいと思っております。後ろに延びないようにですね、協議を進めていきたいと思っております。

町単でいう議員からのご質問もございましたが、

町単でやったとしてもですね、ほかにも先ほど言うたように、他の地域からの要望箇所もございます。そこらへんは各地区区長さま、地域と協議の上、担当レベルでも考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

金額的にも、1.6キロで1億5,000万の費用が掛かると。

これを町費でなくって県、国の補助金でやれるということは素晴らしいことだと思います。それに努力してくれてることは感謝致します。この事業ですので、あくまでも34年に向けて県との折衝とか何とかに努めてくれるということというように理解しております。

今ここで何遍問うても、ここから先があれば同じ答弁になると思っております。

取りあえず34年に向けて行政の方がきちっと取り組んでくれるかどうか。これ、ずれは出てくると思っておりますけど、今の現在で34年をめどに取り組むように事業計画を県に申請されるかどうかについて、再度お願い致します。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

県の方に申請するにしても、来年度からというようなことにはならないと考えております。

その時期が来ましたら、それに向けて申請等、協議等を進めてまいりたいと考えております。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

そしたら、3番目の方に入らせていただきます。

特にこれ、部落内の側溝の排水の流れが非常に悪いために、特に夏場には衛生面で長年、住民の方々には悩まされてきております。部落内で、これ大体、全体がこういう状態ながです。当時の工事があまりにもスムーズにいったかどうか知りませんが、真っ直ぐであるはずの所が、水が流れずに真ん中で水がたまるようなこう配がついたようなことになっております。

それで、これはあくまでも全体の問題ですけど、特にひどいのが第2期工事でやりました、中学校からの北側の所にあります。ここだけが、あったかふれあい（センター）にしきの広場などの場所ですが、この所が大水挟んで南側向けてが、ほかの所は段になっております。家が。ところが、そこだけ平坦地いうのか平面で家が建っております。それが結構今増えてきておりますので、道に沿って約30センチ幅の側溝で3面張りというんでしょうか。昔ですから型枠やっというて、両側作ってから生コン流し込んだようなあれですけど、そこはものすごく埋め立てが深いんですよ。そのことによって、当然溝に向けて流れる、傾斜をつけてと思っておりますけど、あこなんぼあるろう、40メートルか50メートルある所ではどうしてもこう波打ってきて、真ん中が低くなってきて水が流れない。ひどいところになってきたら、大きな側溝に流れる溝のここだけが高くなって、一遍、シ

ルバーを雇うて勝手に斫らしてもろうたことあるがです。どうしても水が落ちんいうことでそこへ。で、溝を切って水を流れ作ったこともあります。そういう状態の所がそこながですけど。とにかく、肝心のそのこう配が大水に流れてないんです。

さっきも言いましたけど、この問題は部落全体に起きておりますけど、一度に全体の改修工事に取り組むことはできないと思います。

特にここの範囲ですけど、小松議員のお父さんの時代と私が区長をやらせてもらってるときに、スクールみたいなどにかく集中豪雨が、入野地区を含めて馬荷とかで降りました。そのときに、前の小松さんが区長のと きにも一度その、今言われた平坦な所は床下浸水になるぐらい水が上がってきたことがあります。そこで先の区長さんが、今のにしきの広場の方の町道に一本、側溝を入れました。どればあの大きさが入っちゃうか知らんけど、ヒューム管で水を抜くところ作ってくれたことによって解消はされておりましたんですけど、私になったときにも再度、道路と溝が境がなくなって、上20センチであるほとんどのとこ、気が付いてないけど床下浸水でなかったらうかと思えます。床上までは来てませんけど、空気抜きの際まで来ちよったいうところがありますので、ちょっと低かったら床下浸水のとこだったと思えます。そういう状況ながです。それは大水の中に、また大きくヒューム管の方で流すようにしておりますけど、そこに畑の方にあった肥料の袋とか何とかがかかることによって、下には30センチぐらい流れる通路は造っておりますけど、子どもがこけたらいかんいうことで大きな鉄筋で柵をします。子どもが落ちててもかまんように。で、そういうところをつかえたことによる水でした。ほんで、雨がちょっとでも降り止むと、すっと引いてもとの状態になりますけど、そういうこともあって水の流れはいまいちよくない所です。

こういう所ですので、今言うた社会整備の方でなかなか一度に改修ということも難しいと思えますので、できれば年次計画を組んで改修工事を何年かけて、まあ5年とか6年かけるでも構いませんが。そういうようにして取り組んでいけば、解消ができるがではないかというように思っております。

まあこれ、一応役場の方では家庭排水であることではありますが、これはすべて町道の幅員の中に含まれる部分なんです。ほんで家庭用排水で、これは恐らく住民課の環境保全係の方が担当になるがではないかと思えますけど、そのへんもくめてちょっと問題ではないらうかと思えます。町道にある側溝でありながら、家庭排水やからということで住民課の方の環境保全係が担当するということは、でなくて、やっぱり町道管理の中で、まちづくり課の方で取り組んでいただくべきではないかと思えますが。

その点について、執行部の考えを問います。

議長（山崎正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾崎憲二君）

それでは、3の部落内側溝の排水不良の改修について、通告書に基づきお答えします。

環境部門ということで、私の方が答弁をさせていただきます。

ご質問の個所について現地確認をしたところ、排水こう配が緩いため水路内に土砂が堆積（たいせき）し、そのため水路内に雑草が繁殖していることなども併せて、排水不良の状態になっていました。

また、水路断面は30センチメートル角に対して、家庭内の合併浄化槽からの直径10センチメートルの配水管が水路床に接する状態で施工をされています。

ご質問の排水路の改修につきましては、家庭からの既設配水管との取り合わせや流末までの排水こう配を含めた排水計画が必要であり、部分的改修ではなく錦野地区全体の排水計画を含めて検討する必要がありますので早急な対応は困難ですが、関係部署と調整をして対応していきたいと考えています。

以上です。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

今の住民課長（税務課長兼住民課長）の答弁のように、確かに側溝の横に家庭用排水と、それから浄化槽の排水口が設けられてると思います。

ほんで一番のがは、あの大溝の下の所へ出てきちようがもあります。その合併槽の。で、一度部落で、どうしても大水で水がたまって流れんということで生コン打たしてもろうたことあるがです。こう配取るに。そこが横へ出してきちよった関係で、角に残さなかったんです。その部分だけやっていくと排水口埋まってしまうぐらい、生コンが入る関係で。そういうこともあります。

全体ですけどやはり、それは全体にもう古い、まあ40何年経過しております。造ったときから。造成し完成してからだったら、45年ぐらい経過しております。第1期工事が。第2期工事は特に埋め立てがどればあ埋まっちゃうか分からん。深い所だった何十メートルも埋まってると思います。そのへんで、いろいろなものの地盤の狂いも出てきてると思います。

やはりこれ、なかなか家庭排水が流れてきてるので、環境保全係ということでは対応ができないのではないらうかというように私は考えておりますのでそのへんは、町内全体でそのような、町道やけど溝については環境保全係さんの方の担当に割り振ってると思います。けどそういうがではなくて、必要な所はやはりまちづくり課の方で担当できるように改善していただけないらうかと思いますが。

もうこれ、町長に答弁お願い致します。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは答弁させていただきます。

整備の趣旨があれば、いったんはその所管が引き受けますけれども、例えばその工事の規模の大小によってですね、代替して工事をやっていただくということが十分あり得ることでございます。

社会資本整備総合交付金もなかなか取り難儀の時代でして、特に今回ご指摘いただいております舗装なんかはかなり要件が厳しくなって、該当要件になってないわけではないんですけども優先順位が非常に低いです。

従いまして、そこはまた国とも戦わないかんところですけれども、そういった中で計画年次をかちっと組んでですね、その目的でその交付金が下りてくるかということが樂觀視できる状況ではないというのは、まずご理解をいただきたいと思います。

その上で、生活されてる方にとりましては、所管というのは役場の組織内の問題であって、実際にこの近隣で生活されている方にとりましてはどかが整備するかっていうのは、それほど恐らく関心があるところではないと思います。

従いまして、融通が利くところは融通を利かせて、整備に努めてまいりたいと思います。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

それでは、町道についてはここで終わらせていただきます。

福祉関係になりますが、補聴器の補助制度についてをお伺い致します。

障害者総合支援法による、まあ補聴器ですけど補装具費支給制度のうち、いろんなものがあると思います。その中で、補聴器の補助金制度を利用された方が町内に何人おるか。

ほんで、できれば1、2年の間の数字をお願い致します。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは森議員の一般質問の3、補聴器の補助についてのご質問のカッコ1の補聴器補助金制度の利用人数について、通告書に基づきお答え致します。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第25項に規定される補装具のうち、補聴器の購入及び修理の件数は、平成28年度が8件、平成29年度が5件となっております。

以上です。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

件数は分かりました。

大体これ、当の障がい持ちょう人でもこの制度が割と知られてないというように、ある本の中に1割程度かしらん知られてないようにならされておった。それが事実かどうか分かりませんよ、本によりますので。書いた人の内容によりますけど。まあこの制度が意外と周知されてないことが書かれておりました。

それについてはね、どうしてもこの補助制度をもらうについては、健康福祉課に行って身体障害者手帳の交付申請がまず必要になってきます。ただ、申請書をもらうについては、指定自立支援医療機関の医師、または知事が定める医師による聴力検査によって身体障害者診断書、意見書というものが必要のようでございます。これは無料の場合と有料の場合があるように書かれております。その所得の上限とか何とかあるがではなかろうかと思えますけど、そういうように書かれております。

で、一番の問題は、幡多郡内にその指定の病院とか知事が定めた医師はどれくらいいるのかを、まずお伺い致します。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは森議員の一般質問の3、補聴器の補助についてのご質問のカッコ2、聴力検査を行う幡多郡内の指定病院について、通告書に基づきお答え致します。

障害者総合支援法の規定による補装具費の支給については、障害者総合支援法施行規則第65条の7及び補装具費支給事務取扱指針に基づき手続きをしております。

議員の言われる補装具費支給のための医師意見書を作成できる医師がいる医療機関のうち、補聴器の意見書を作成できる医療機関は、幡多管内には、平成30年8月現在で、四万十市では木俵病院とまつもと耳鼻咽喉科、宿毛市では幡多けんみん病院などの6箇所が指定病院となっております。

以上です。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

10 番（森 治史君）

ここについては、今言われたようにその指定の所で買えばいいということで、かなりの分があると思います。で、メーカー指定もないようですので、それはご本人が何万円のもの、何十万のもの買うかによって。大体、今、補聴器を買いに行くと、ちょっと耳の穴へ入れるやつでオーダーメイドになると、最低でも片方 16 万から 17 万ですので、両方買うたら 34 万。これは一番安い方です。ほんでカタログ見ようと、1 個が 50 万、両方入れたら 100 万というような補聴器まで販売されております。どこがどんなにええか分かりませんが、これだけの補助金が頂けたら、かなりのものが手に入ると思います。皆さん。

ほんで、これはもっとですけど、4 番目の方に入らせてもらいます。

先ほども言いましたけど、この補助制度については難聴で障がいの方でも、全国的に言うと 10 パーセントぐらいしか知られてないというようになっておりますが。

健康福祉課については、この補助制度について広く住民への告知をされてきたかについて問います。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは森議員の一般質問の 3、補聴器の補助についてのご質問のカッコ 4、補助制度の住民への周知について、通告書に基づきお答え致します。

障害者総合支援法に基づく補装具の支給等につきましては、身体障害者手帳等の取得者などに限られます。

このため、住民の皆さまに告知することなく、身体障害者手帳の交付時に障害福祉のしおりとともに、補装具の支給などの説明を行っています。

町は、補装具費支給の実施主体として必要な情報を提供しなければなりません。健康福祉課及び地域住民課の窓口において、補装具としての補聴器の購入が必要な方には、制度や購入までの流れを説明しております。

また、医療機関や町内にある障がい者相談支援事業所及び補装具事業者など、関係機関と連携し情報交換しながら、相談窓口などで案内をしております。

以上です。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

一応、そういう告知はされてるということで、ほんというたらもうちょっと住民にも知らせるべきことではないと思いますが、まあ現段階それということですので。

またそのことについては、また何かあったときに質問させていただきますとさせていただきます。

5 番目に入ります。

軽度、中等程度の難聴児者への補聴器購入助成制度については、障害者総合支援法に基づく助成制度の手帳交付の対象にならない中とか、軽度、中の方には、いわゆるその対象から外れるということになっております。これは、比較的軽い難聴の方に助成がないということから、近年は県、町、いの町とかほうぼうの市町村とかで、児童の言語発達の機会を損なわないよう、また、高齢者の生活の質の向上を考え、自治体による独自の助成制度の整備が全国的に広まっているようですが、県難聴児補聴器購入助成事業実施要綱に基づいて、町の方にも児童の言語の習得、教育等の健全な発達の支援として購入の 3 分の 2、個人負担 3 分の 1 で実施をされております。

この中で、町内で児童でこれを利用された人数と、私の個人的な考えですけど、この制度の対象外となって

おります高齢者じゃなくてもいいんですよ。耳が難聴の方が、若かってもおると思います。そういう方にも、児童と同じように補助金が必要と思いますが。

その2点についてお伺い致します。人数と、まあ言うたら外れちよう成人ですかね。子どもでない人の、18歳までですから、それ以上の方はこれ対象外になると思いますので。その方への助成が必要と思うが、役場の方の執行部の考え方を併せてお願い致します。

1つ目が利用された方ね、子どもさんで。この制度を。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは森議員の一般質問の3、補聴器の補助についてのご質問のカッコ5の、軽度、中等度の難聴高齢者への町独自の助成制度についてを、18歳未満の補助金制度の人数についてお答えを致します。

先に、軽度、中等度の、18歳までの人数について、すいません、通告書にございませんのでちょっと持っておりません。すいません。

それでは、軽度、中等度の難聴の児童への補聴器の購入助成制度は、県の補助事業により、黒潮町難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱に基づき助成を行っております。

補助率は、県が3分の1、町が3分の1、個人負担が3分の1となっております。

ご質問の、町独自による高齢者への補聴器購入助成制度につきましては、町独自の高齢者の生活向上のための助成制度と致しましては、年齢を重ねるとともに身体や視覚、聴覚、四肢などに支障が出てくることも多くなると思います。難聴の方だけでなく、視覚、四肢など、支障が出てきた方はどのようにするのか、対象者や給付資格判定などの課題が多くあると思います。

現段階では、町独自の高齢者の生活向上のための補聴器購入助成制度については検討をしておりません。しかし、高齢者への補聴器購入助成制度につきましては、現在、県下で実施している市町村もないことから、近隣市町村の状況や県の動向を見ながら、町と致しましても高齢者の生活向上の観点から検討をしたいと考えます。

以上です。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

今現在、子どもさんというか18歳未満の方にはあるけど、いわゆる19歳から上には、障害者手帳が給付されるぐらいの等級やなかったらないということになりますので。

けどこれ、ちょっと買って読んだ本の中でありましたんですけど、理学博士の平松類さんという方で、老人の取扱説明書という本がありました。これはあんまり、そういう題が適切かどうかよく分かりませんが。その中では、老人のよくある困った行動。

その1として、高齢者は相手の話を無視することがあります。なぜでしょう。自分のことを嫌っているから、興味がないから、ぼーっとしているから、などと思いがちですが、話を聞いていないのではなく、本当に話が聞こえてない人が多いのです。70代で半分近く、80代以上では70パーセント以上が難聴であることが分かっています。

年を取って難聴になるのいうことは、これは当たり前の話です。難聴になるとほとんど聞こえてないのではなくて、一部聞こえにくくなる。高い音域、特に若い女性の声が、聞きにくくなる傾向があるようです。若い

女性の声は、男性の1.5倍ぐらいの大ききさでしゃべらないと聞こえないというように、この方は書いております。難聴になると認知症になりやすいということも、分かっているようでございます。

そこでですけど、再度言いますけど。高齢者の方でも、この制度があるってもう身体障害者手帳をもらおうということにもものすごく抵抗を持ってる方もおるんじゃないでしょうか。自分は障がい者じゃないという。年齢が高けりゃば高いほどそういうように、耳が聞こえんから障がい者であっても、自分はそういう障がい者じゃないんだという意識も強い方もおいでるかと思います。

一番の困るがは、その中程度で、この対象にならん。年齢が60代とかの方で耳が聞こえんということは、周りとの会話ができなくなってきました。そうすると、なんぼ福祉の方でいろんなど行ってください、広場へ行ってください、行ってください言っても、そこへ行っても相手の話すことが半分聞こえざったら、行く意味がないと思います。正直言うて。だんだん、自分がのけ者になったような感じになってくると思います。人の話しようひそひそ話は、自分の悪口を言ってるわけではないがやけど、何か自分のことを言われようとかいうように気分的になってくる可能性もあります。

そういう意味では、言うたら身体障がい者にはならないけどいう方をやはりフォローせんと、そういう方が若年の認知になるがも一つの会話ができないことも条件かもしれませんし。そういうことでいくと、やはり耳が聞こえて、みんなと、家族と会話ができるということは、その高齢者とか中年の方にとっても人生今から楽しく過ごすには、やはり耳が聞こえるということも一つの条件だと思います。そこは、ほかの市町村がしてるとかしてないとかじゃなくって、その程度の。まあそれもレベルがあるみたいなんですので、そういう所で検査してもらって、その30デシベルやったかな、からの何とかいう、6級で70から。これは40センチ以上の距離で発声された会話が理解し得ないものとか。それから4級、3級、もう2級になると100デシベルですので、これはもう完全に全然聞こえてないということになると思います。

それから、いわゆる級別という幻聴ということになっておりますけど、この、もう70以下の方ですよ。言うたら聞こえにくい際の方のことで、やっぱりその漏れてるからいうことじゃなくって、何かフォローしてあげんと。特に70代で、半分聞こえて半分聞こえない場合、どの場に出ていっても自分が話しができんというが。相手と。一番、引きこもりになる可能性は高いと思います。やはり、そういうところにも検討するべき課題ではないだろうか。

言語のことについては、子どもでないので全部できてると思います。相手から無視されたように思われることも嫌やしいうことになってくると、どんなにミニデーへ出てきてください言うても、その方にしてみたらそこへ行くことそのものが苦痛になってきて、引きこもりになる可能性が大ではないかと思えます。

そういうことをやはり、福祉の観点からいけば、町がほかがやってないからじゃなくって、やはりそのへんも含めてやはり検討し、お金が要ることです。けど、一人でも地域の住民が気持ちよく生活できる環境を整えるにはそういうことが必要やと思えますが、いわゆる軽度、中度の高齢者の方にもこういう補助の制度を設けるべきだと思いますが、いかがなものでしょうか。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答え致します。

先ほども答弁で申しましたとおり、森議員がおっしゃるとおり難聴の中程度ということはご理解をしますが、難聴の方だけではなくてですね、やっぱ目の見えにくい方、それから四肢いうことで足の不自由な方とかいうことも、福祉の方では考えていかななくてはならないと思います。

町独自で補助金制度を設定するとなればですね、いうところで対象者をどのようにするかとか、給付資格判定とかいろいろな課題も多くあると思います。全体的に考えるとですね。

いうところで、今までこういう話、町独自でということはなかったもんで、検討も今までしたことなかったのですが、全体的なことでは検討はしていきたいとは。ちょっと時間もかかると思います。

以上です。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

今、課長の言われようことは分かります。目の不自由な方もおいでます。それから足が不自由な方もおいでます。それで総合的にいろいろあると思います。

私は、これはどっかとかかりを作らないかんということでやってるのであって、ひとつそういう事例を作ってみたらいかがですか。耳が聞こえんということは、だんだん、私らももうなってると思います。声が大いいがは、耳が聞こえにくいけん大きいがではないかと思ひます。しゃべるときに。

そういうことを考えた場合に、やはり人の話がきちっと聞こえて、そして自分が聞いたことを理解できて、相手と会話ができるということは大事なことだと思ひます。それは確かに、足が不自由な方が装具付けて皆さんの中へ出ていくことも、それは大事なことですよ。けどそういう意味で、耳が聞こえんがゆえにそういう。それも、しかもぎりぎりでもらえない方もおりますよね。身体障害者の手帳を。中には、おら違う、身体障がい者じゃないという考え方もおいでるかもしれませんけど、もう取りあえずそういう方向でそういう方に対して、そういう制度を作ってみるということは大事なことだと思ひます。それはお金が要ります。何人いるか分かりません。3分の1じゃなくて個人負担5割でもいいでしょう。そうなると、買える、買えん人、いろいろ出てくるかもしれません。それは収入に合わせて、その方の。ものを考えたらいいんじゃないでしょうか。すべて3分の1じゃなくってその方の収入に合わせて、3割負担とか町が、5割負担とかいうように、3分の1、3分の2の負担とかいうように変えていけると思ひます。

やけん、ほんとに地域の高齢者を考えるのであれば、包括も何も含めてですよ、いろんなことやっております、事業は。けど、やはりそういうところではきちっとそういうことがフォローできていかんと思ひます。ただ、ほかに事例がないじゃなくって、なければ考えてみるということも必要じゃないでしょうか。考えてみた結果、こうこうだからやはり無理でしたという結論ならよろしいですよ。そういう努力が必要じゃないかと思ひますが。

まあ、お金が絡むけん、副町長に答弁もらいましょうかね。お金の方は。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

質問にお答えを致します。

かなり財政的な面の負担が大きいというようなことを感じられます。

課長が言うようにですね、耳の不自由な方だけじゃなくて四肢等それぞれの方、国の補助制度で一定の基準を設けている以上に町が出すということになるとですね、かなりの財政負担、想像ができます。

かなり慎重に論議をする必要があると思ひますので、そのあたりを検討はしていきたいというふうに思ひます。

以上です。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

副町長から検討するということでしたので、しない方の検討やないと思いますので。

私の質問はここで終わらせていただきます。

議長（山崎正男君）

これで森治史君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

延会時間 16時 25分